

協同農業普及事業に関する意見を聴く会
第1回資料

協同農業普及事業をめぐる情勢

生産局 農産部 技術普及課

平成 26 年 9 月

農林水産省

1 協同農業普及事業の概要

協同農業普及事業の役割

- 協同農業普及事業は、試験研究機関と農業者との双方向の橋渡し役を始め、農業者を支援する様々な役割を持つもの。
- 農業に関する知識・指導能力を有する普及指導員の活動(新技術の実証展示、巡回指導、相談対応等)を通じて、担い手の育成や産地の育成、環境と調和のとれた農業生産等の農政課題の解決を推進。
- 国民への食料の安定供給と地域農業の振興の双方に不可欠な事業として、国と都道府県が協同して実施。

基本的役割

- ・技術導入の支援(研究と農業者の橋渡し役)
- ・経営管理の支援
- ・農業施策の活用支援
- ・農業者の組織化等の体制づくり 等

推進する農政課題

- 1 食料自給率の向上
(戦略作物等の生産拡大など)
- 2 産地の収益力向上
(農業・農村の6次産業化など)
- 3 人と農地の問題の解決
(地域の中心経営体への支援など)
- 4 食品の安全性の向上
(GAPの導入推進など)
- 5 持続可能な農業生産
(総合的病虫害・雑草管理、有機農業等の推進など)
- 6 農村の振興
(鳥獣害対策など)
- 7 震災からの復興
(被災地域の復興支援、原子力災害対応など)

普及指導員の活動方法

- ・新技術の実証、展示
- ・体系化、マニュアル化
- ・巡回指導、相談対応
- ・講習会開催 等

国

国民に対する安全な食料の安定的な供給の確保等の責務

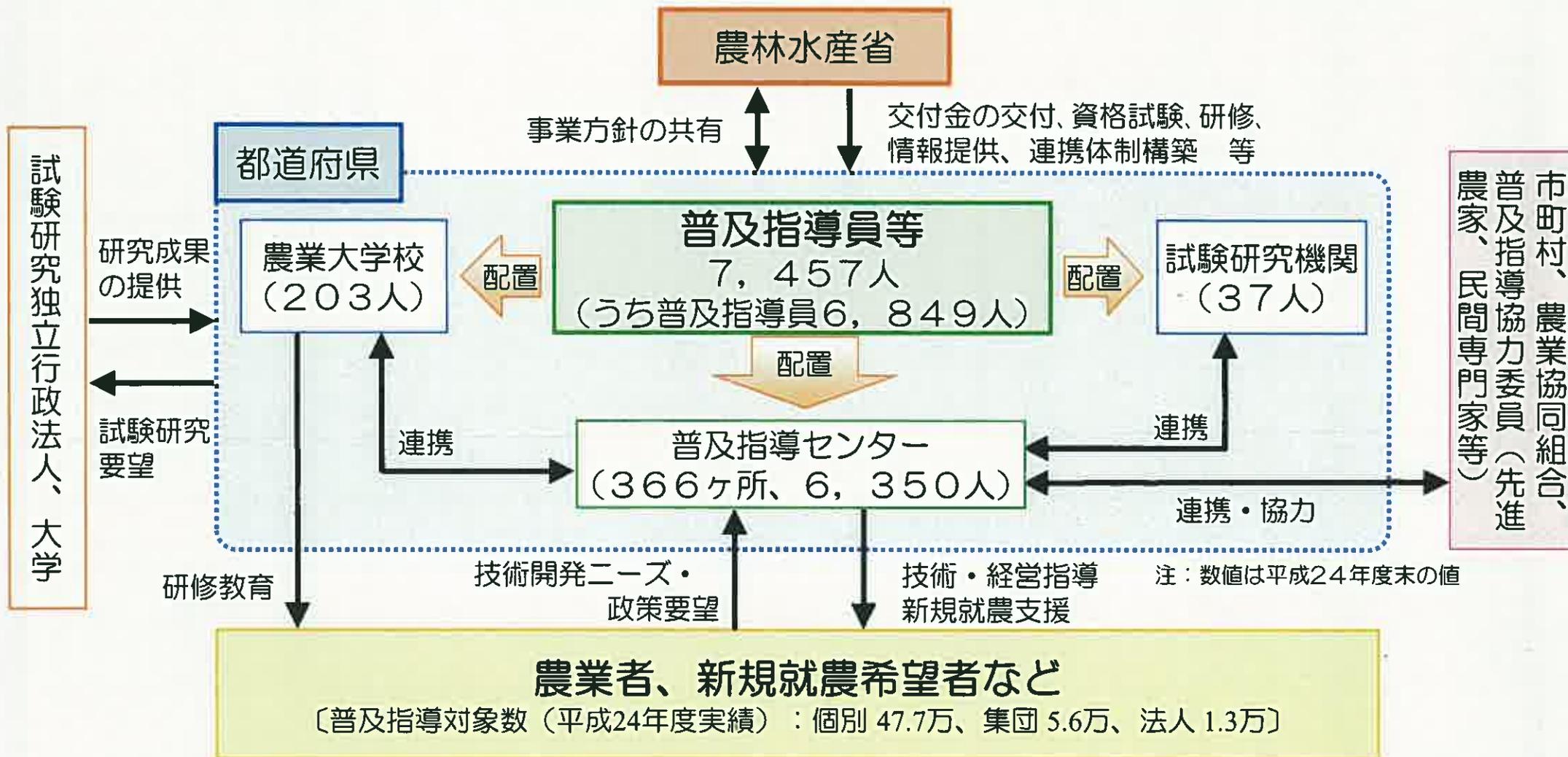
国と都道府県による協同農業普及事業

都道府県

地域の実情に応じた農業の振興等の責務

事業の実施体制

- 都道府県は、普及指導員を普及指導センター及び試験研究機関、研修教育施設（農業大学校）等に配置し、それら機関及び関係機関等の連携の下、試験研究機関で開発された技術等について、地域での実証やマニュアル作成、講習会の開催等の活動を通じて、地域農業の技術革新等を支援。
- 国は、都道府県との役割分担の下、運営指針の策定、交付金の交付、資格試験、研修、連携体制の構築等を実施。



普及指導員について

- 普及指導員は、スペシャリスト機能（高度な技術及び知識の普及指導を行う機能）、コーディネート機能（農業者、内外の関係機関等と連携して地域の課題の解決を支援する機能）の両機能を併せて発揮し、技術を核として、農業者と消費者等との結びつきの構築を含め、地域農業の生産面、流通面等における革新を総合的に支援する役割を担う。
- 普及指導員の任用資格を有する者の中から、高度な専門性を有し、研究機関、教育機関、行政機関等との連携強化による専門技術の高度化や政策課題への対応、先進的な農業者等からの高度かつ専門的な個別相談、支援対応等を担う農業革新支援専門員を、主要な農政分野・技術分野ごとに配置（平成24年度からの措置）。

○ 普及指導員の果たすべき機能

・スペシャリスト機能

農業者に対し地域の特性に応じて農業に関する高度な技術及び当該技術に関する知識（経営に関するものを含む。）の普及指導を行う機能

〔活動例〕

- ・産地の抱える課題等に対応する技術を地域の農業生産条件にあった形で組み立て、普及
- ・経営診断、分析、経営改善計画の策定等の支援

・コーディネート機能

地域農業について、先導的な役割を担う農業者及び地域内外の関係機関との連携の下、関係者による将来展望の共有、課題の明確化、課題に対応するための方策の策定及び実施等を支援する機能

〔活動例〕

- ・先導的な農業者、地域内外の関係機関の連携体制の構築
- ・将来展望の提案、対応方策の策定及び実施等の支援

○ 農業革新支援専門員について

・業務内容

- ① 研究機関、教育機関及び行政機関（国・他の都道府県）等との連携の企画調整・推進
- ② 普及指導員の専門分野ごとにおける普及指導活動の総括・指導、効果的・効率的な普及指導のための総合的な企画調整・推進
- ③ 普及指導員の資質向上、普及指導活動の改善等普及方法の高度化

- ④ 農業革新支援センター（※）における高度かつ専門的な個別相談・支援

※農業革新支援センター

先進的な農業者等からの高度かつ専門的な技術や経営に関する相談に対応するため、高度相談・支援部門として整備（47都道府県において整備）。

・農業革新支援専門員が配置される分野

- 土地利用型作物（米・普通畑作物）
- 園芸（野菜・果樹・花き）
- 畜産
- 生産工程管理・労働安全（GAP・労働安全）
- 持続可能な農業・鳥獣害（環境・鳥獣害）
- 担い手育成（就農・経営）
- 震災対策
- 普及指導活動
- 6次産業化
- 各都道府県が定める分野

国と都道府県の連携協力（役割分担）

- 協同農業普及事業は、国と都道府県が連携協力し、役割分担を図りつつ効率的に運営。
- 国においては、都道府県における普及事業の円滑な実施に資するよう、運営方針等の提示に加え、協同農業普及事業交付金の交付、全国的な指導水準の確保、全国的な連携体制の構築を重点的に担当。
- 都道府県においては、国の方針との整合を図りつつ、自主性を発揮し、地域の実情に応じて事業を実施。

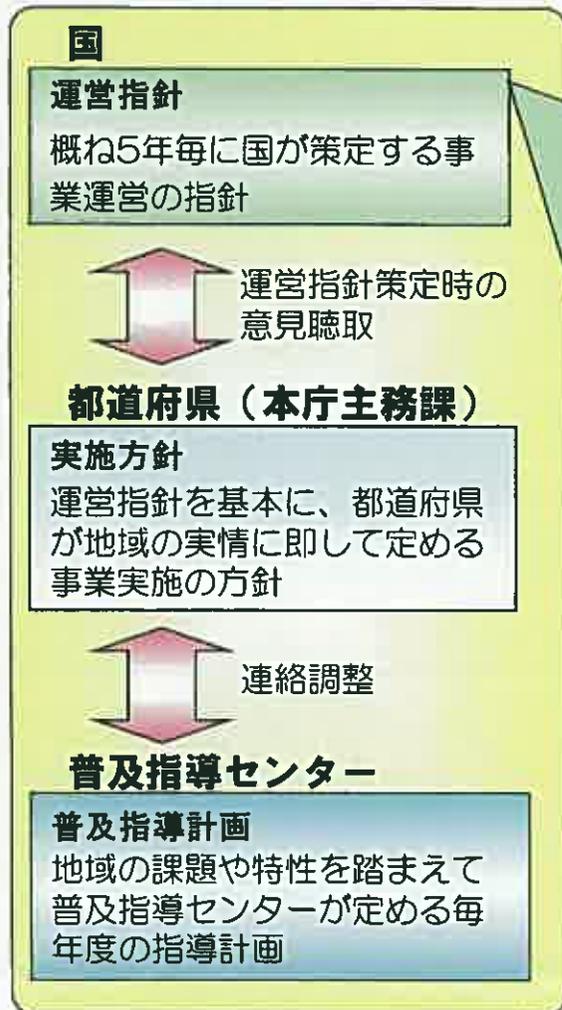
○ 協同農業普及事業における国と都道府県の主な役割分担

	国	都道府県
事業運営方針	運営指針・ガイドライン・通知	実施方針 (運営指針を基本として策定)
財政負担	協同農業普及事業交付金 (国の農政課題推進の視点等も考慮して配分)	事業実施に必要な一般財源の確保
指導水準の確保	国家資格(普及指導員) 高度・専門的な技術研修等 技術情報等の提供	普及指導員の設置 地域の実情に応じた研修 現場段階の実践的な研修 普及指導員の計画的な養成 経験が豊富な者の柔軟な任用(無試験任用)
事業推進体制	全国的な連携体制の構築 (情報ネットワークを含む)	地域の実情に応じた普及指導体制の整備

協同農業普及事業の運営について

- 協同農業普及事業の実施にあたり、国と全国の都道府県が基本的な方針を明確化・共有できるよう、国が普及事業における基本的課題等を示した運営指針を策定し、都道府県はこれを基本として地域の実情を踏まえつつ実施方針を策定。
- 都道府県では、実施方針に沿って、普及指導センター単位で普及指導計画を地域の関係者との意思疎通を図りつつ策定し、これに基づいて計画的に普及指導活動を展開。

○ 事業の運営の流れ



協同農業普及事業の運営に関する指針（概要）（平成24年3月29日農林水産省告示第848号）

第1 基本的な考え方

- 普及事業は、食と農業の再生に向けて、適切に運営
- 普及指導員が、スペシャリスト機能及びコーディネート機能を発揮し、地域農業の生産面・流通面等の革新を総合的に支援する役割を果たす

第2 普及指導活動の基本的な課題

- 以下の課題に、国の施策の展開方向及び地域農業の状況を踏まえつつ、取り組む
 - ①食料自給率の向上に向けた戦略作物等の生産に対する支援
 - ②農業・農村の6次産業化等による収益力向上に向けた取組に対する支援
 - ③人と農地の問題の解決に向けた取組に対する支援
 - ④食品の安全性の向上に向けた取組に対する支援
 - ⑤持続可能な農業生産に向けた取組及び地球環境対策に対する支援
 - ⑥農村の振興に向けた取組に対する支援
 - ⑦東日本大震災からの復旧・復興及び原子力災害対策への取組に対する支援

第3 普及指導員の配置に関する基本的事項

- 普及指導員に求められる機能の発揮、農業者ニーズ等への対応が図られるよう普及指導員を配置
- 普及指導員の計画的な養成及び確保に努力
- 主要な農政分野・技術分野ごとに農業革新支援専門員を配置

第4 普及指導員の資質の向上に関する基本的事項

- 農業技術と地域農業の課題解決等に関する技術・知識に加え、マーケティングに係る資質を向上
- 国と都道府県との役割分担を踏まえ、研修体系に基づき、OJT、集合研修等を実施

第5 普及指導活動の方法に関する基本的事項

- 課題・対象者を重点化
- 県試験場・県農業大学校との一体的な取組、大学・民間等の技術シーズを有する多様な者、産学連携に知見を有する者、マーケティング・加工等の民間専門家、先進的な農業者との連携を強化
- 行政機関（国・他の都道府県）との連携

第6 その他

- 国は実情に即した普及事業の見直しに取り組む

協同農業普及事業の実施についての考え方（ガイドライン）について

- 平成12年以降、協同農業普及事業の運営指針を補足するものとして、時々の重要農政課題等を踏まえて、「協同農業普及事業の実施についての考え方ーガイドラインー」(局長通知)を策定。

- ガイドライン(平成26年3月28日農林水産省生産局長通知)(概要)

第1 基本的考え方

- 1 普及指導員の役割
- 2 普及指導員が発揮すべき機能

第2 普及指導活動の課題

- 1 課題の設定に関する考え方
- 2 重点的に推進する取組
- 3 都道府県が独自に実施する普及事業

第3 普及指導員の配置に関する事項

- 1 普及指導員の配置に関する考え方
- 2 農業革新支援専門員の配置に関する考え方
- 3 普及指導活動の総合的な企画調整等
- 4 普及指導員の任用資格を有する者の計画的な養成及び確保

第4 普及指導員の資質の向上に関する事項

- 1 向上を図るべき資質
- 2 資質向上の方法

第5 普及指導活動の方法に関する事項

- 1 関係機関等との連携
- 2 普及指導計画の策定と評価
- 3 普及指導センターの運営
- 4 農業革新支援センターの整備
- 5 研修教育の充実強化
- 6 その他普及指導活動の方法に関する留意事項

第6 協同農業普及事業に関連する事項

- ・ 海外技術協力への対応

普及指導体制の状況①

- 普及指導員の設置数は、地方の行財政改革等により減少傾向で推移しており、平成24年度末で、6,849人、普及指導センター等で実務経験中の職員等を含めた普及職員数は、7,457人。
- 普及指導員として任用されるには、原則として国が実施する普及指導員資格試験に合格する必要。試験の受験資格として、普及指導センター等における一定期間の実務経験を要する。

○ 普及職員設置数の推移

	10	15	20	21	22	23	24
普及職員設置数(人)	10,634	9,637	8,084	7,777	7,628	7,545	7,457
うち普及指導員	—	—	7,720	7,341	7,204	6,997	6,849
実務経験中職員等	—	—	364	436	424	548	608
対前年度比	-1.4%	-2.3%	-3.3%	-3.8%	-1.9%	-1.1%	-1.2%
うち普及指導員			-6.2%	-4.9%	-1.9%	-2.9%	-2.1%

(注)各年度末の設置数。
平成10・15年度は旧改良普及員と旧専門技術員の合計数。

(資料)「普及事業の組織及び運営に関する調査」

○ 普及指導員資格試験について

農業改良助長法(昭和23年法律第165号)

(普及指導員の任用資格)

第九条 農林水産大臣が農林水産省令で定めるところにより行う普及指導員資格試験に合格した者その他政令で定める資格を有する者でなければ、普及指導員に任用されることができない。

・受験資格(一部抜粋)

学 歴	実務経験年数
大学院修士課程修了	2年以上
大 卒	4年以上(注)

(注)普及指導員の監督下で2年以上普及指導に従事した場合は、2年短縮

・試験内容

書類審査、筆記試験、口述試験を実施
基礎的知識、専門技術、現場での課題解決能力等を総合的に判定

○ 普及指導員資格試験の実施状況 (人、%)

	受験者数	合格者数	合格率
21年度	391	153	39.1
22年度	427	216	50.6
23年度	508	227	44.7
24年度	421	188	44.7
25年度	496	237	47.8

(資料)農林水産省技術普及課調べ

普及指導体制の状況②

- 普及指導センターは、近年、普及事業の高度化や地方の行財政改革への対応等の観点から、組織体制の機能強化や再編が進行。普及指導センターは366ヶ所(このほか支所等132ヶ所)設置され、普及指導員の9割以上が配置されている。
- 先進的な農業者等からの高度かつ専門的な技術や経営に関する相談に対応するため、高度相談・支援部門として農業革新支援センターが全都道府県に設置(H26.4現在)。

○ 普及指導センター数の推移

(単位:ヶ所)

	平10	15	20	21	22	23	24
普及指導センター数	510	456	387	373	369	369	366
(参考) 支所・駐在所等	62	55	142	133	131	131	132

(資料)「普及事業の組織及び運営に関する調査」

(注)各年度末の設置数。

○ 農業革新支援センターについて

- ・都道府県下の先進的な農業者等からの高度かつ専門的な相談に適時・適切に対応。
- ・農業革新支援専門員が農業革新支援センターの主たる業務を担い、必要に応じ、他分野の農業革新支援専門員、普及指導センター、その他関係機関(試験研究機関、施策担当課等)等と連携。

○ 普及指導員の所属場所(H24)

(単位:人、%)

	該当県数	設置数	割合
普及指導センター	47	6,350	92.7
本庁主務課	25	213	3.1
試験研究機関	5	37	0.5
農業大学校	22	203	3.0
その他	6	46	0.7
計	—	6,849	100

(資料)「普及事業の組織及び運営に関する調査」

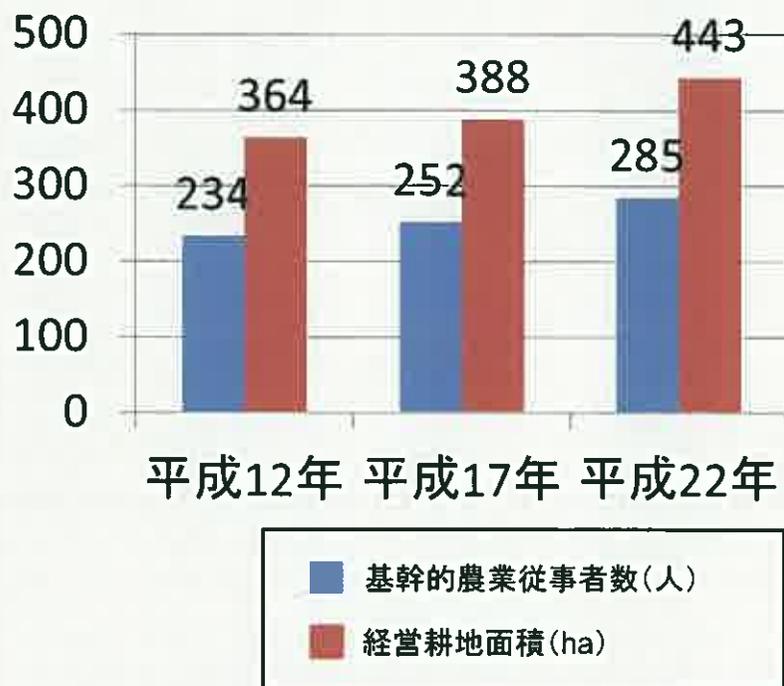
(注)数値は平成24年度末の値。

(注)試験研究機関内の設置数には、試験研究機関内の普及指導センターや本庁主務課に所属し試験研究機関に配置されている者等を含まない。

普及指導活動の状況

- 近年、行財政改革への対応等の観点から普及指導体制のスリム化が進み、普及指導員一人当たりの活動範囲や対象が拡大傾向になる中で、担い手の育成確保や安全な農産物の安定供給の推進等の重要政策課題に係る活動を重点的に展開。
- また、効果的・効率的な普及事業の展開に向けて、普及指導員の資質向上や関係者の連携強化を図る必要。

○ 普及指導員1人当たり活動指標の推移



【普及指導員1人当たり活動指標の推移】
(平成12年度 → 平成22年度)

＜基幹的農業従事者数＞ 22%増
＜経営耕地面積＞ 22%増

○ 普及指導計画における指導内容別課題数(H24)

(単位: 課題、%)

指導内容	1普及センター当たりの該当課題数	全体に占める割合(%)
1 食料自給率の向上に向けた戦略作物等の生産に対する支援	6.9	26.4
2 農業・農村の6次産業化等による収益力向上に向けた取組に対する支援	2.9	11.1
3 人と農地の問題の解決に向けた取組に対する支援	4.7	18.0
4 食品の安全性向上に向けた取組に対する支援	2.3	8.8
5 持続可能な農業生産に向けた取組及び農業分野における地球環境対策に対する支援	3.5	13.4
6 農村の振興に向けた取組に対する支援	4.1	15.7
7 東日本大震災からの復旧・復興に向けた支援	0.3	1.1
8 その他	1.4	5.4
1~8の合計	26.1	100.0

(資料)平成24年度普及指導員の活動実態調査

(注)指導内容ごとの課題数は、1つの課題であっても指導内容が複数に渡る場合は重複してカウントしているため、該当課題数の合計は実課題数を超過している。

普及指導員の資質向上

- 近年の農業分野における技術革新、農業者の高度かつ多様なニーズ及び地域農業における課題に的確に対応するために必要な普及指導員の資質の向上が図られるよう、計画的に研修を実施。
- 研修の実施に当たっては、国と都道府県との役割分担を踏まえ、経験年数並びに技術及び知識の習得状況に応じた研修体系を策定。

国の役割

普及指導員の資質の全国的な高度化を図る研修、全国的に普及すべき技術や広域的に連携して取り組む必要がある課題に関する研修等全国及び地域ブロックで行うことが効果的又は効率的な研修及び農業革新支援専門員に対する研修を実施する。

○国における研修の実施状況



○国において新たに設けた研修内容(H23～)

- ・放射性物質対策に関する都道府県向け研修会 (H23、H24、H25)
原発事故を受けて実施された、被災都県の普及指導員等を対象とした農畜産物の放射性物質対策に関する研修。
- ・農業革新支援専門員専門分野別研修(ワークショップ) (H25～)
農業革新支援専門員の機能強化を目的とし、専門分野ごとに受講生が主体となって、マニュアル等の作成を行う研修。
- ・新品种・新技术コーディネーター研修 (H26～)
ブランド産地を形成することを目的として、関係者の連携を構築する普及指導員等コーディネーターの能力を向上させる研修。

都道府県の役割

普及指導員の人材育成に向けた取組方針及びその推進体制等を定めた「人材育成計画」を策定するよう努めるとともに、都道府県における普及指導活動の課題等に関する研修及び新任の普及指導員等に対する計画的なOJT等の現場段階の実践的な研修を実施する。
また、全国及び地域ブロックにおける研修等の内容を都道府県における研修へ活用すること等により、普及指導員間での共有化に努める。

段階別研修体系

○実践指導力の確立期

普及指導員の役割・目的意識の醸成や基礎的な普及指導方法の習得等実践的な指導能力の向上に関する研修を実施する。

○専門指導力の確立期

専門分野を中心とした課題解決能力の向上に関する研修、マーケティング、経営管理等経営的視点を重視した研修並びに知的財産の創造、保護及び活用の支援に関する指導能力の向上に関する研修を実施する。

○総合指導力の確立期

地域の総合的な課題に対する課題解決能力の向上を図るため、普及指導方法の高度化等に関する研修を実施する。

○企画・運営能力の確立期

普及指導活動の総体としての機能を発揮させるために、農業革新支援専門員等を対象として、普及指導活動の総合的な企画調整、普及指導員の養成及び資質向上、普及指導活動の管理運営等に関する研修を実施する。

協同農業普及事業交付金等の状況

- 国から都道府県に対し、普及事業に要する経費の一部について、「協同農業普及事業交付金」を交付。
- 協同農業普及事業交付金は、三位一体改革により、国の農政課題の推進に不可欠な普及事業の基本的枠組みを確保しつつ、人件費の大部分(167億円)について、平成18年度に税源移譲(一般財源化)を実施。

協同農業普及事業費の推移

(単位:億円、%)

		17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度 (予算額)	26年度 (予算額)
協同農業普及事業費		713	679	661	620	586	572	557	537	533	
対前年度比(%)		▲ 4.4	▲ 4.8	▲ 2.7	▲ 6.2	▲ 5.4	▲ 2.5	▲ 2.5	▲ 3.6	▲ 0.9	
財源内訳	普及交付金	218	36	36	36	36	36	32	27	24	24
	対前年度比(%)	▲ 6.9	▲ 83.5	0.0	0.0	0.0	0.0	▲ 10.1	▲ 16.4	▲ 9.9	▲ 1.1
	一般財源	495	643	625	584	550	536	525	510	508	
	対前年度比(%)	▲ 3.3	29.8	▲ 2.8	▲ 6.6	▲ 5.7	▲ 2.6	▲ 2.0	▲ 2.8	▲ 0.4	

(資料)農林水産省技術普及課調べ。17～24年度は実績額。25～26年度は予算額。

注:26年度の一般財源等については、26年度予算成立後に都道府県より聞き取り予定。

平成27年度普及関連予算概算要求等の概要

括弧内は26年度予算額

協同農業普及事業交付金 24億円(24億円)

- ・高度な技術や知識をもつ普及指導員による、食料自給率の向上、産地の収益力の向上、人と農地の問題の解決、食品の安全性向上、東日本大震災からの復興等に対する支援を推進

技術やノウハウを柱として新しい産地等の育成を推進

産地活性化総合対策事業(大豆・麦・飼料用米等生産拡大支援事業) 32億円(29億円)の内数

- ・水田のフル活用を図るため、飼料用米の生産コスト低減に資する多収性品種や直播栽培、大豆・麦等の生産拡大に資する安定生産技術の導入実証等を支援

農林水産業におけるロボット革命の実現に向けた導入実証 22億円(新規)

- ・ロボット技術など革新的技術の導入により生産性の飛躍的な向上を実現するため、ロボット産業等と連携した導入実証等を支援

スマートで安全な農業確立総合対策事業 2億円(新規)

- ・ICTを活用して、超省力・高品質生産を図る農業(スマート農業)を実現するため、効率化に向けた業務分析や農作業安全の確保に向けたリスクアセスメントの実施、農村部における情報通信インフラやICTのモデル的な導入実証等を支援

新品種・新技術活用型産地育成支援 6億円(6億円)の内数

- ・生産者、実需者、普及指導員等が連携して新品種・新技術を活用し、「強み」のある新たな産地形成を行う取組等を支援

農林水産業の活力創造のための革新的技術実証研究事業 7億円(新規)の内数

- ・農林水産業の活力創造のため、民間企業、大学、独立行政法人などの英知を結集して、革新的な技術体系を導入した実証研究を推進

6次産業化支援対策(6次産業化ネットワーク活動推進交付金) 8億円(8億円)の内数

- ・農林漁業者と多様な事業者が連携して行う新商品開発・販路開拓、6次産業化プランナーによる事業者等に対するサポート体制の整備等を支援

担い手の確保・育成に向けた地域の合意形成等を推進

援農隊マッチング支援事業 1億円(1億円)

- ・収穫期等の繁忙期における労働力を確保するため、普及指導員等によるシルバー人材センター・ハローワーク等と連携した援農者の斡旋・組織化、援農者への技術研修等を支援

農地中間管理機構事業 261億円(177億円)の内数

- ・農地中間管理機構が普及指導員OB等の活用などにより、農地の集積・集約化に取り組むために必要となる事業推進費を支援

人・農地問題解決加速化支援事業 38億円(73億円)の内数

- ・地域における農業者の話し合いにより作成する「人・農地プラン」の継続的な見直しや普及指導員OB等を地域連携推進員として活用することによる体制の強化等を支援

新規就農・経営継承総合支援事業 285億円(218億円)の内数

- ・地域における農業者の話し合いにより作成する「人・農地プラン」の継続的な見直しや普及指導員OB等を地域連携推進員として活用することによる体制の強化等を支援

異常気象等に負けない持続的な産地づくりを推進

産地リスク軽減技術総合対策事業 4億円(新規)の内数

- ・産地を弱体化させるリスクを低減する技術の構築や、施設園芸産地の防災実証を支援することで、外部リスクに左右されにくい産地を形成

鳥獣被害防止総合対策交付金 98億円(95億円)の内数

- ・鳥獣被害防止対策として行う実施体制整備、広域捕獲活動、新技術実証・普及活動及び人材育成活動等を支援

平成25年度補正予算(平成27年度まで)

攻めの農林水産業の実現に向けた革新的技術緊急展開事業 100億円の内数

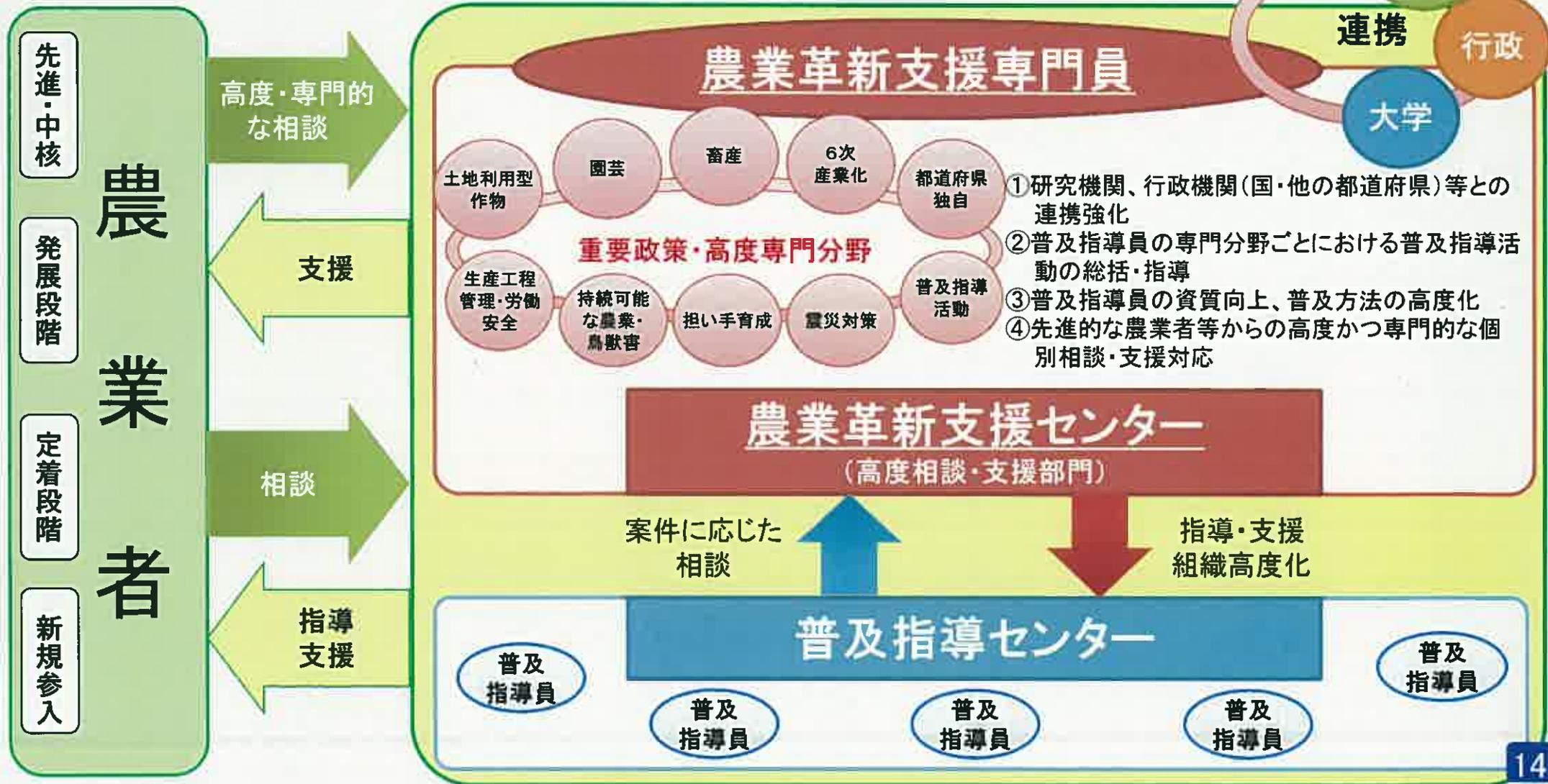
- ・低コスト生産・高収益農林水産業を実現する革新的な技術体系の実証研究等を支援

普及活動の強化（農業革新支援専門員の配置等）

○より質の高い普及活動を展開するため、平成24年度に①研究、行政等との連携、②普及活動の総括、③普及指導員の資質向上、④先進的な農業者等からの相談・支援等を担う農業革新支援専門員を、主要な農政分野・技術分野ごとに配置。

[47都道府県で計602名配置(平成25年4月時点)]

○また、先進的な農業者等からの高度かつ専門的な技術や経営に関する相談に対応するため、高度相談・支援部門として農業革新支援センターを整備。[47都道府県で整備(平成26年4月時点)]



普及活動の強化

- 普及活動の総括や研究・行政との連携を強化するため、「農業革新支援専門員」が全都道府県に配置されるとともに、先進的農業者等からの高度な相談に対応する「農業革新支援センター」が整備され、25年度より本格的な活動が展開。
- 農業革新支援専門員を核として、全国情報ネットワークの活用やプロジェクト型普及活動の展開等、より高い成果を創出できる普及活動が展開。

主な内容

1 全国ネットワークの構築による活動内容の強化

～ 農業革新支援専門員、研究機関、行政機関からなる、分野別の情報ネットワークが25年1月より稼働 ～

- ・都道府県間や研究・行政の壁を越えた情報収集や意見交換が可能となり、課題解決に向けた新たな知見やノウハウを獲得。
- ・農業革新支援専門員に最新の技術情報や行政情報が集積することにより、農業革新支援専門員がより高度な普及活動を計画・実施することが可能。
- ・農業者からの高度な相談に対し、ネットワークを活用して幅広い知見を得ることにより、より適切な対応が可能。

2 プロジェクト型普及活動の強化

～ 農業革新支援専門員等が地域を革新する高い目標を掲げ、普及指導員等が連携して活動する「重点プロジェクト」が26年度から本格実施 ～

- ・先進農業者の意見を踏まえつつ、関係する普及指導員や市町村・JA・民間等が密に連携し、明確な目標に向けて取り組むことにより、地域農業を革新する高い成果が創出。
- ・農業革新支援専門員がプロジェクトに積極的に関与(策定・総括・助言・指導等)することで、最新の知見やノウハウに基づく高度なプロジェクトが展開。

3 普及指導員の育成強化

～ 25年度以降、都道府県が策定する「人材育成計画」に基づき、普及指導員等を長期的な視点で計画的に育成。
国段階でも、25年度以降の研修体系を見直し、普及指導員の育成を強化 ～

- ・長期的な視点で普及指導員の資質向上を図ることにより、時代の変化に適切に対応し、地域の農業革新をリードできる人材が育成。

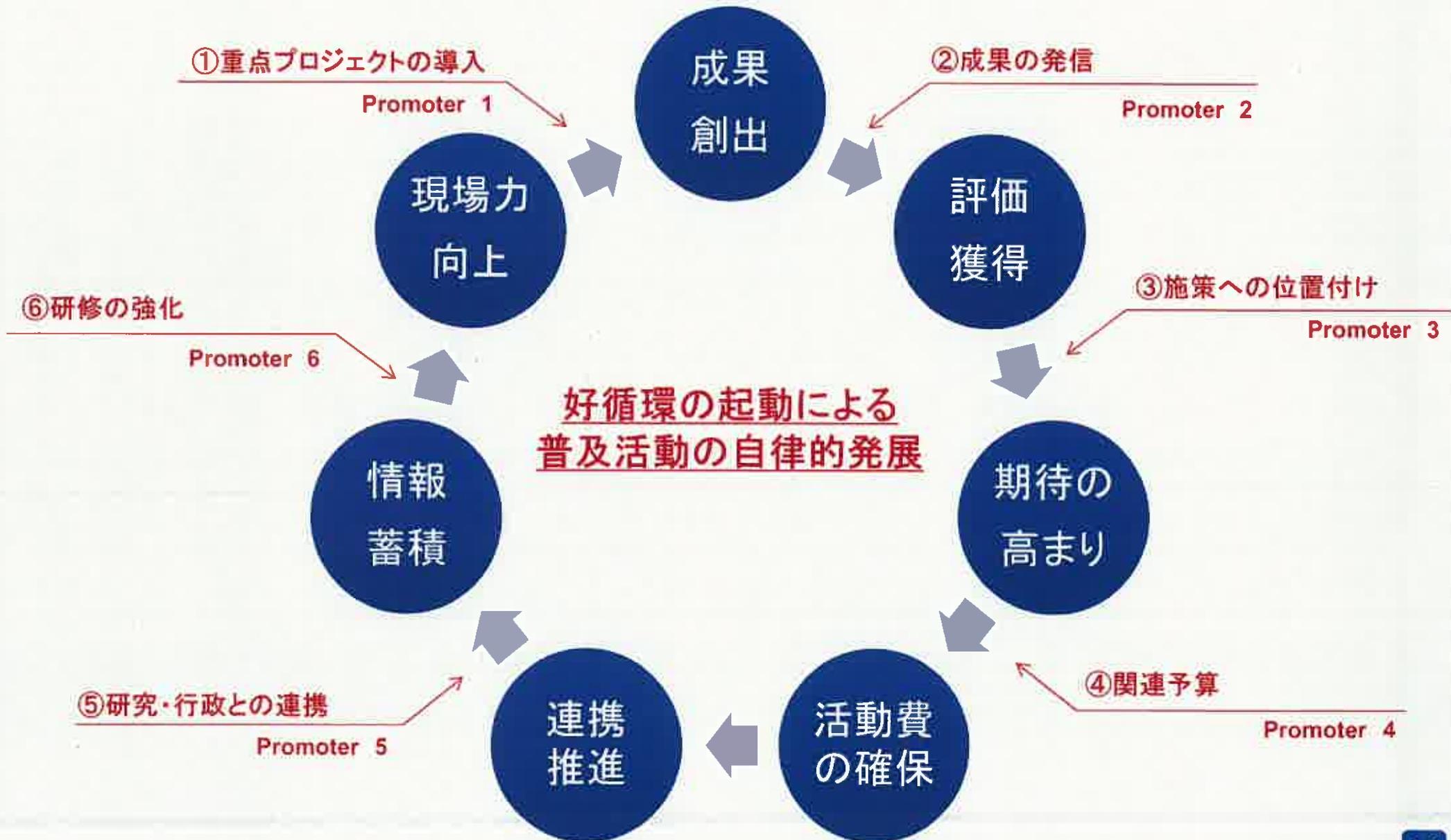
4 先進農業者等の高度な相談への対応強化

～ 先進的な農業者からの高度な相談等に対応する農業革新支援センターが24年度に整備 ～

- ・先進農業者からの相談に的確に対応し、先進農業者と共に地域農業を革新する普及活動が展開。

普及活動の展開方向（好循環の起働）

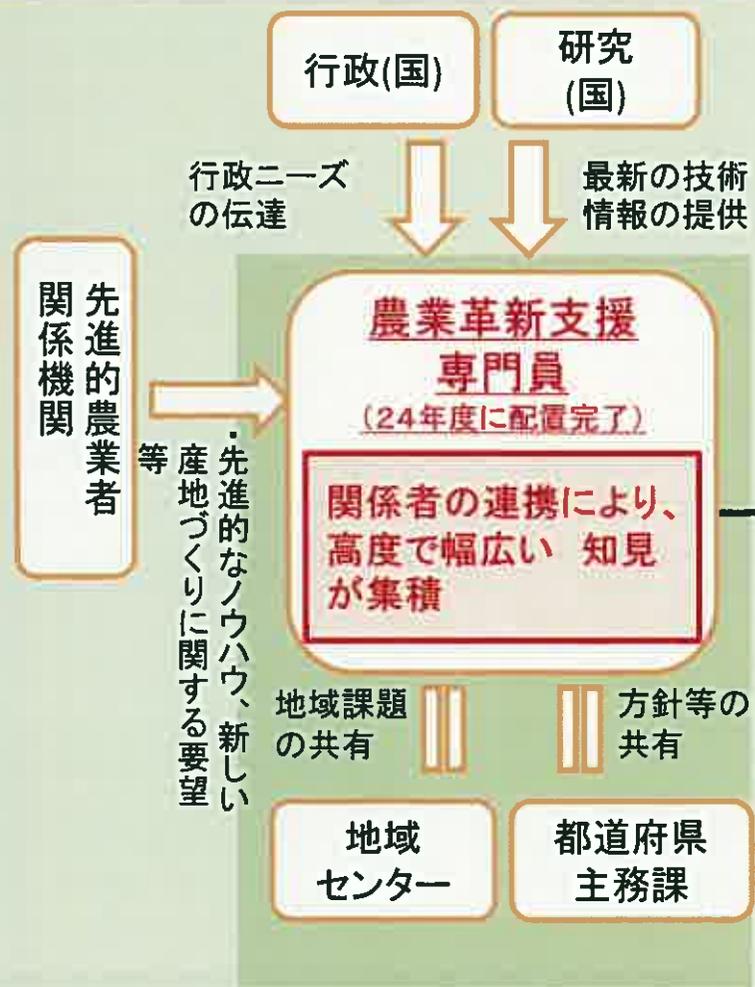
～ 6つの取組強化により、普及事業の悪循環から脱却し、「好循環」を起働 ～



重点プロジェクト活動の展開

- 農業革新支援専門員等が最新の技術的な知見や行政ニーズを踏まえ、地域の課題を解決する新しい地域農業モデルを形成するために必要な取組について、関係する普及指導員の活動内容や目標、関係機関等との連携体制を明確にした「重点プロジェクト計画」を策定・実施。(26年度より実施)
- 「重点プロジェクト」は、単に個々の農業者の技術・経営内容を改善する「点」としての成果ではなく、地域全体の収益向上や新技術の導入等を推進する「面」としての高い成果を創出。

農業革新支援専門員への知見集積



プロジェクトの展開

1 計画の策定

■地域の課題を解決する重点プロジェクトを農業革新支援専門員の参画の下で実施

プロジェクト計画

- ① 地域の課題分析
 - ② 課題解決のための活動内容
 - ③ 3～5年後の目標
 - ④ 普及指導員の体制
 - ⑤ 関係機関等との連携(その他要件)
- ① 個別農家に留まらず地域全体を改善
 - ② 新技術の導入等、新しい農業を展開
 - ③ 行政ニーズに適合した内容
 - ④ 進捗状況の把握と助言・指導の体制

2 プロジェクトの実施

目標

目標と活動の明確化



技術等 スペシャリスト機能

課題を解決する技術等の導入



連携

コーディネート機能

様々な専門分野を持つ普及指導員が連携



先進農家や関係機関等と連携



3 成果等の情報発信

地域の課題を解決する先進モデルが展開

他地域への波及により、新たな農業の拡大

普及活動の強化（重点プロジェクトの実施例）

○農業革新支援専門員等が最新の技術的な知見や行政ニーズを踏まえ、地域の課題を解決する新しい地域農業モデルを育成するために必要な取組について、関係する普及指導員の活動内容や目標、関係機関等との連携体制を明確にした「重点プロジェクト計画」を策定・実施。（26年度より実施）

○H26は全都道府県で400以上のプロジェクトが展開予定。プロジェクトの各都道府県・研究・行政間の情報共有を進め、類似プロジェクトの連携と活動の強化を推進。

重点プロジェクトの例

飼料用米の生産・流通の拡大 （青森県）

- 飼料用米の生産・流通の拡大を図るため、農業革新支援専門員による県域での研修会開催や現地での研修会・成績検討会等への助言活動を展開。
- 県内飼料用米栽培面積2,500ha（H30目標）等を目標とする。

新型囲い罠の導入・普及による鳥獣捕獲頭数の向上（愛知県）

- イノシシ・シカ対策として、民間企業との共同研究で開発した新型囲い罠について、大学、行政及び市町村の鳥獣害対策実施隊とも連携し、実証展示罠の設置、検討会の開催等に取り組む。
- 新型囲い罠「おりべえ」によるイノシシ・シカの捕獲頭数計100頭を目指す。（H28目標）

梨ジョイント栽培技術の確立・普及 （三重県）

- 課題となっている老朽園の改植手段として、神奈川県で開発された早期成園化が可能な「樹体ジョイント仕立て栽培技術」の導入を図る。
- 県内での普及に向けて、研究会の発足を機に実証展示を行い、農業革新支援専門員が中心に技術指導を展開。29戸への普及を目標とする（H28目標）。

環境制御技術の導入による促成トマトの収量向上（熊本県）

- トマトの増収のためのCO2施用技術等を明らかにするため、実証展示ほを設置し、CO2施用による増収程度の関係等を調査する。また、環境制御技術のマニュアルを策定し、技術の普及・定着を図る。
- 技術導入農家の促成トマト単位面積当たり収量の2割向上を目標とする。（H27目標）

(参考) 研修の強化 (25年度から強化した内容)

階層別研修 (実務能力)

実践指導力の
確立期

新規採用
普及職員研修
(資格取得前)

新任普及
指導員研修
(資格取得後)

専門指導力の
確立期

普及指導員
実務能力
習得研修

行政ニーズ対応研修

県の研修や普及指導センターでのOJTに関する指導等を担う普及指導員等を対象とした、農政上の重要課題や全国的に解決すべき緊急課題に対応した研修

- ・水田営農支援研修
- ・GAP支援研修
- ・農作業安全研修 ほか

総合指導力の
確立期

新任農業
革新支援
専門員研修

農業革新
支援専門員
実務能力
習得研修

企画・運営力の
確立期

普及指導
センター
所長研修

H26新規開講

新品種・新技術 コーディネーター研修

新品種・新技術を活用したブランド産地の形成に向け、実需者・生産者・研究機関等との連携を構築し、品種・技術の決定を主導するコーディネーターに必要な新品種・新技術の習得を図る技術研修

- | | |
|-----|-------|
| ・米 | ・花き |
| ・麦類 | ・茶 |
| ・豆類 | ・いも類 |
| ・野菜 | ・飼料作物 |
| ・果樹 | ・有機農業 |

H25新規開講

農業革新支援専門員専門分野別研修 (ワークショップ)

国の施策担当課及び各都道府県の農業革新支援専門員が専門分野毎に集まり、施策ニーズに対応した効果的な普及指導方法や普及指導員の育成方法等について、研究・討議を行い、共同で結果をとりまとめる研修 (ワークショップ)

- 土地利用型作物 (米)、畜産
- 鳥獣害
- 普及指導活動

様々な普及指導活動例

(例1) 食料自給率の向上に向けた戦略作物等の生産

「実需者と連携したラーメン用小麦の生産拡大と品質向上」(福岡県)

- 福岡県では製粉企業が品種開発段階から参加し、需要サイドのニーズを反映したラーメン用小麦(商標名「ラー麦」)をH22に開発。
- 普及組織では、「ラー麦」の普及に向けて、製粉企業を交えた生育状況検討会や個別データに基づくタンパク質含有率向上のための技術指導を実施。
- ラー麦の作付面積は880ha、生産量は2,600トンまで拡大(平成24年産)。



製粉企業を交えた生育状況検討会

(例4) 食品の安全性向上

「キャベツ部会42名で目指したGAPの団体認証」(島根県)

- 揖屋干拓地は、県内最大のキャベツ産地であるが、輸入農産物等の残留農薬に関する問題等から、農産物の安全性の確保に関する取り組みが課題。
- 普及指導センターでは、平成19年度から基礎GAPを推進するとともに、21年度から島根県版GAPである美味しまね認証の導入を支援。
- 結果、平成23年度に認証を取得し、安全性の向上による産地強化を実施。契約取引は39tから85tに増加。



現地研修会

(例2) 農業・農村の6次産業化等による収益力向上

「飼料用米を使った「白い卵黄たまご」の生産・利用による六次産業化」(栃木県)

- 鹿沼市では営農集団の一部で転作面積拡大が困難となり、普及指導センターで飼料用米の低コスト・省力技術と地域内流通体制の確立を重点課題として設定し、平成20年から支援を開始。
- 飼料用米生産の省力化のため、鉄コーティング湛水直播栽培技術を地域で実証し、春作業労働時間が慣行栽培から4割削減できることが判明。同技術は3年間で5倍に拡大。
- 飼料用米を飼料とした卵の高付加価値化を進めるため、普及指導センターの呼びかけで「白い卵黄たまご生産流通定着プロジェクト」を発足。アイデアコンテストを実施して菓子3品が商品化。地域農産物活用の好例としてマスコミでも取り上げられている。



白い卵黄たまご

(例5) 持続可能な農業生産及び地球環境対策

「促成ナスの土着天敵を用いたIPM技術の改良と普及」(高知県)

- 安芸地域はナスの主要産地であり、IPM技術に取り組んでいたが、平成17年頃から新たな害虫の発生が問題となり、IPM技術の維持が困難に。
- 普及指導センターでは、土着天敵の有効性を確認し、夏秋産地との産地間受給の整備や土着天敵を温存するハウスによる土着天敵の確保等を支援。
- 結果、土着天敵の確保とその防除体系の確立により、土着天敵の導入面積が急速に増加し、有利販売による農家所得の向上に貢献。



天敵の野外採取

(例3) 人と農地の問題の解決

「法人設立及び「人・農地プラン」策定の一体的支援」(山口県)

- 山陽小野田市平沼田集落では、高齢化と後継者不足の進展、共同利用機械の更新が課題。
- 課題解決には集落ぐるみの法人化が必要と関係機関の意見が一致し、平成23年度当初から法人設立に向けた話し合いを開始。
- 平成24年4月、法人設立と「人・農地プラン」策定を同時に達成し、支援策も活用しながら担い手の世代交代を見込めるよう環境を整備。



人・農地プランおひろめ式

(例6) 農村の振興

「和牛放牧等による耕作放棄地の解消」(山口県)

- 山口市祢宜集落は、耕作放棄地の解消が課題。
- その中、普及指導センターと市や家畜保健衛生所が連携し、集落の耕作放棄地の解消に向けて検討。機械が入れない小区画ほ場では和牛放牧をした後、小麦を導入するよう地域の合意形成を支援。
- その後、和牛放牧は家畜保健衛生所が主に担当し、放牧面積は4年間で6.5倍に増加(H23:14.5ha)。



放牧風景

(例7) 東日本大震災からの復旧・復興

「水利確保不能水田地域への大豆集団転作の推進」(福島県)

- 東日本大震災により、中通り南部を受益地区(3,228ha)とする主力パイプラインが破損し、水田への用水供給が不可能となる緊急事態が発生。
- 普及指導センターでは、ただちに農業収入の減少を補完するための提案(農作物の選定、収支等)を行い、関係機関及び地域の合意形成の下に新規の転作大豆団地を推進。
- 機械調達、技術支援等の結果、新規大豆113ha等約500haの転作団地が形成され、大豆単収も250kg/10aとなるなど農家所得を確保。



団地化されたほ場

ブランド農畜産物の確立への普及活動の関わりについて

ぶどう「ピオーネ」(岡山県)

■大粒、種なし、甘いぶどうとしてブランドを確立。栽培面積、生産量、品質とも全国一。

■県農業試験場が、昭和57年にピオーネの「大粒・種なし化」の安定生産技術を確立。

昭和58年から順次マニュアルを作成し本格的な生産振興に取り組み、平成14年～18年には、「ピオーネ王国おかやま」の創造を目指し、各地域に県(振興局、普及センター)、市町村、JAで「ピオーネ王国推進隊」を結成。研修会の開催等、地域の特色を活かした活動を展開した結果、栽培面積、生産量、品質とも全国一のブランドとなった。



■このうち、普及指導センターでは、

◎品種導入期(昭和58年～62年)に、栽培のポイントとなる無核化処理や房作りを中心に、講習会や展示ほを活用した技術指導を徹底し、急速な品種転換に貢献。

◎面積拡大期(平成14年～18年)には、適地の選定や栽培マニュアルの作成、研修会の開催等での技術指導により、県内全域への急速な栽培面積の拡大と安定生産を推進。

◎栽培面積拡大後も、ピオーネスクール等の開催による新規栽培者の確保や栽培技術の指導を徹底し、安定的に高収量・高品質を確保。

完熟マンゴー「太陽のタマゴ」(宮崎県)

■一度食べたら忘れられないトロピカルで濃厚な甘み。樹上での完熟や糖度等、一定基準を満たす果実を「太陽のタマゴ」として認証。

■施設野菜やハウスミカンの産地である県央地区において、収益力のより高い農業経営を目指すため、昭和61年頃から市町村、JA、県(行政・普及・試験場)で連携し、新規導入品目として推進。

■ブランド化に向け、みやざきブランド推進本部(県、経済連等)による、商品ブランド認証基準の作成、市場、果物専門店等への周知等により、ブランドを確立。

■このうち、普及指導センターでは、

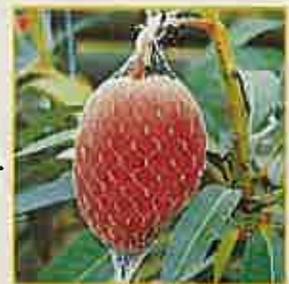
◎昭和61年の品目導入直後の試行錯誤の時期に、地域に適した栽培技術マニュアルの作成や講習会の開催等により、基本技術を確立・普及。

◎面積拡大期(平成13年頃～)に生産者間の技術のばらつき等が課題となった際には、定期的な講習会や徹底した個別指導の実施、新規取り組み者の栽培開始前からの支援等により、産地の安定拡大を支援。

◎ブランド品として重要な、高品質、安定出荷を支える栽培技術や出荷予測の支援も継続して実施し、ブランド力の向上を支援。

◎最近の重油価格高騰への対応として、ヒートポンプ導入と適正使用の指導により、生産者の安定経営を支援。

◎品質低下を招く病害虫の発生抑制対策として、市町村、JAと連携し、化学農薬のみに頼らない総合的作物管理(ICM)の考え方の普及と技術の定着を支援。



1 都道府県の状況

普及指導員の人数や事業費の都道府県間差

普及指導員の人数

【減少の少ない都道府県】

	H19	H24	増減(%)
A県	161	168	4.3
B県	188	193	2.7
C県	128	131	2.3
D県	113	115	1.8
E県	221	217	▲1.8

【減少の大きい都道府県】

	H19	H24	増減(%)
A県	96	57	▲40.6
B県	57	42	▲26.3
C県	184	140	▲23.9
D県	128	98	▲23.4
E県	66	51	▲22.7

【全国計】

	H19	H24	増減(%)
全国	8,362	7,457	▲10.8

事業費(都道府県費)

【減少の少ない都道府県】

単位:百万円

	H19	H24	増減(%)
A県	719	737	2.5
B県	991	1,001	1.0
C県	973	970	▲0.3
D県	747	724	▲3.0
E県	1,406	1,349	▲4.1

【減少の大きい都道府県】

単位:百万円

	H19	H24	増減(%)
A県	593	332	▲44.1
B県	2,181	1,222	▲44.0
C県	746	448	▲39.9
D県	506	319	▲36.9
E県	2,033	1,342	▲34.0

【全国計】

単位:百万円

	H19	H24	増減(%)
全国	62,488	51,046	▲18.3

* 国は総事業費の5%程度を協同農業普及事業交付金として交付

都道府県間の普及指導体制が多様化

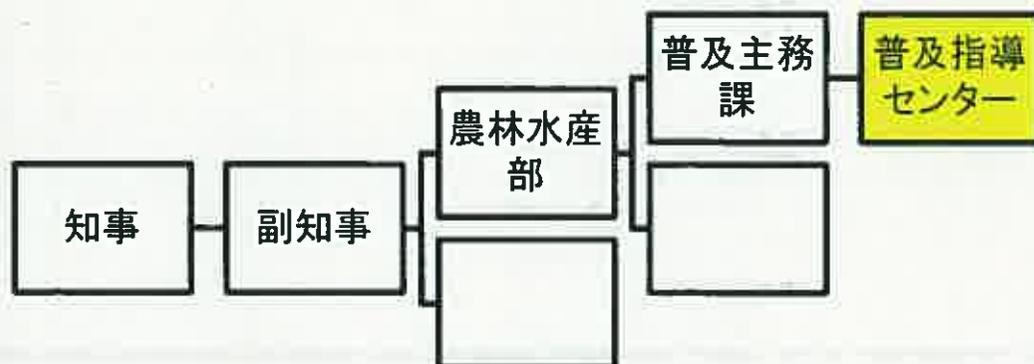
普及指導センターの設置形態

単独庁舎であり、組織的にも独立した普及指導センター数	27	7.4%
単独庁舎だが、組織的に県民局・地方事務所等内に属している普及指導センター数	68	
県民局・地方事務所等内の部・課である普及指導センター数	63	17.2%
県民局・地方事務所等内の班・係である普及指導センター数	5	1.4%
県民局・地方事務所等と同一庁舎にあるが、組織的にも独立している普及指導センター数	25	6.8%
県民局・地方事務所等と同一庁舎にあり、組織的にも県民局・地方事務所等に属している普及指導センター数	246	
県民局・地方事務所等の部・課である普及指導センター数	230	62.8%
県民局・地方事務所等の班・係である普及指導センター数	16	4.4%
普及指導センター数(本所のみ)合計	366	100%

* 平成26年度協同農業普及事業の実施状況等に関するモニタリング調査。数字は平成26年4月1日現在。

普及指導センターの組織体制

単独庁舎であり、組織的にも独立した普及指導センター



県民局等と同一庁舎にあり、組織的にも県民局等の班である普及指導センター

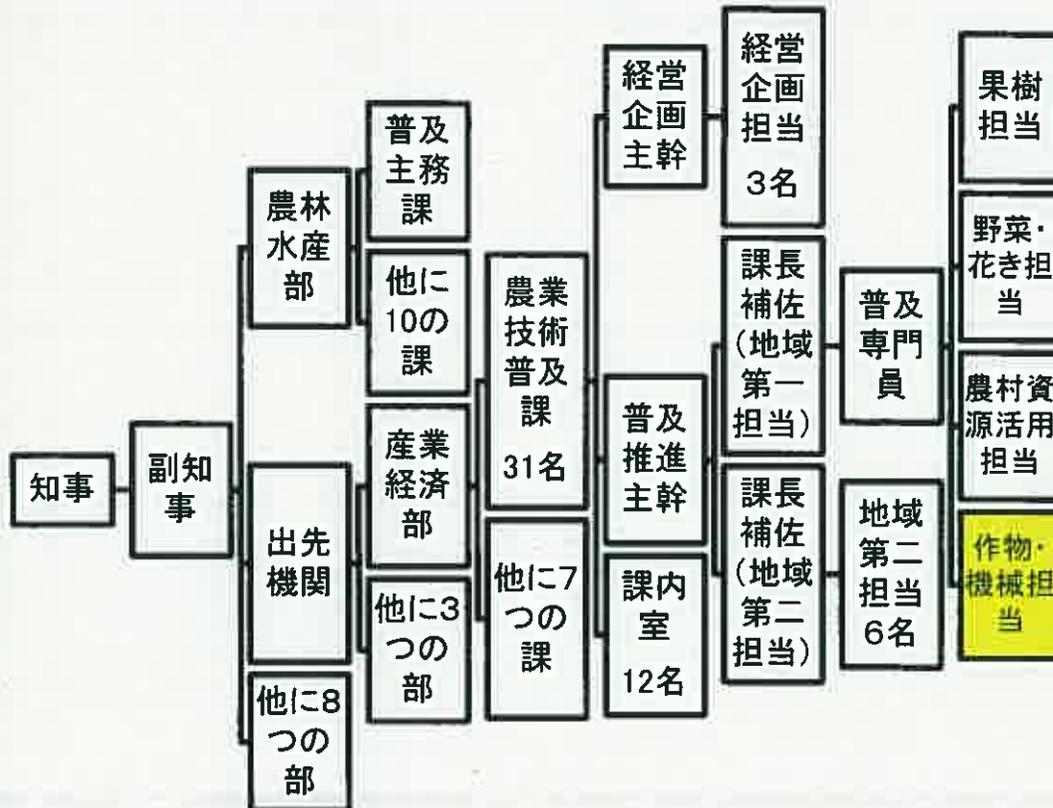


普及指導員1人当たりの業務量が拡大

普及指導員1人当たり活動指標の推移

	単位	平成12年	平成17年	平成22年
基幹的農業従事者数(販売農家)	(人)	234	252	285
経営耕地面積(販売農家)	(ha)	364	388	443

某県の普及指導員の場合



【作物・機械担当の所掌事務】

- ・稲作・畑作(大豆・麦・そば等)に係る先進技術の普及及び経営指導、生産振興及び生産組織・研究会の育成に関すること
- ・稲作・畑作(大豆・麦・そば等)に係る安全な農産物の生産及び環境保全型農業の推進に関すること
- ・稲作・畑作(大豆・麦・そば等)に係る気象対応技術対策事業及び地力保全に関すること
- ・管内の米日本一推進運動に関すること
- ・水稻奨励品種決定調査ほに関すること
- ・管内の農業機械、農作業事故防止及び農業機械士会に関すること

※地域第一担当管内の4市町の基幹的農業従事者数は3,397名(2010年世界農林業センサス)。

3 農業をめぐる状況と検討事項

1 (1) 世界の食料需給 —地球温暖化の影響—

○ 地球温暖化が農業生産に与える影響としては、CO₂の濃度の上昇を通じた収量増加といったプラスの側面がある一方で、気温の上昇による農地面積減少や異常気象の頻発による生産量の減少といったマイナス面を懸念。

ヨーロッパ ※2

- ・北ヨーロッパでは、気候変化により、暖房需要の減少、農産物生産量の増加、森林成長の増加が見られるが、気候変化が継続すると、冬期の洪水、生態系危機、土壌安定性減少による悪影響が便益を上回る。
- ・中央ヨーロッパ、東ヨーロッパでは、夏の降水量が減少し、水ストレスが高まる。
- ・南ヨーロッパの一部で、高温と干ばつが農作物生産を減少させる。熱波が頻発し、森林火災が増加。

インド ※1

- ・1mの海面上昇で、約6千km²が浸水し、農地が失われたり、塩類化が起こる。
- ・深刻な水不足により、小麦やコメの生産性が悪化。

アジア ※2

- ・2050年代までに10億人以上に水不足の悪影響。
- ・南アジア、東アジア等の人口が密集しているメガデルタ地帯で、洪水が増加。
- ・21世紀半ばまでに、穀物生産量は、東・東南アジアで最大20%増加、中央・南アジアで最大30%減少。人口増加等もあり、いくつかの途上国で飢饉が継続。

北アメリカ ※2

- ・今世紀早期の数十年間は、降雨依存型農業の生産量が5~20%増加するが、生育温度の高温限界にある作物や、水資源に依存する作物には大きな影響。

ラテンアメリカ ※2

- ・今世紀半ばまでにアマゾン東部地域の熱帯雨林がサバンナに徐々に代替。
- ・より乾燥した地域では、農地の塩類化と砂漠化により、重要な農作物・家畜の生産力が減少し、食料安全保障に悪影響。
- ・温帯地域では大豆生産量が増加。

アフリカ

- ・2020年までに7,500万~2億5千万人に水ストレス。 ※2
- ・いくつかの国で、降雨依存型農業の生産量が2020年までに50%程度減少。 ※2
- ・気温が4℃上昇で農業生産が15~35%減少。 ※3

バングラデシュ

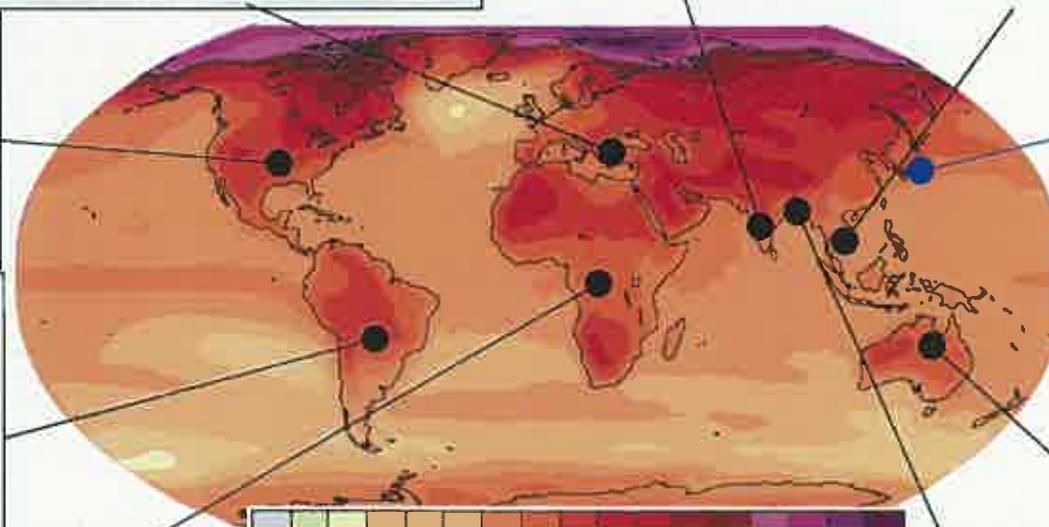
- ・1mの海面上昇で、約3万km²の国土が浸水し、農地が失われたり、塩類化が起こる。 ※1
- ・1mの海面上昇で年間80万トンから290万トンのコメ生産が失われる。 ※4

日本 ※5

- ・水稲について、気温が3℃上昇した場合、潜在的な収量が北海道では13%増加、東北以南では8~15%減少。

豪州・ニュージーランド

- ・降水量減少、蒸発量増加により、オーストラリア南部・東部、ニュージーランド北東、東部地域で2030年までに水関連の安全保障問題が悪化。 ※2
- ・オーストラリア南部・東部、ニュージーランド東部の一部で、増加する干ばつと火事のために、2030年までに農業・林業の生産が減少。 ※2
- ・気温が4℃上昇で一部地域で生産活動が不可能。 ※3



0 0.5 1 1.5 2 2.5 3 3.5 4 4.5 5 5.5 6 6.5 7 7.5
資料：IPCC「Summary for Policymakers (Figure SPM.6. A1b)」
注：上記図は、100年後(2090~2099年)の予測である。

注) 赤字はマイナス影響予測、青字はプラスの影響予測

1 (2) 我が国の食料需給 —食料自給率の推移—

- 食料自給率とは、国内の食料消費が国産でどの程度まかなわれているかを示す指標。食料全体の自給率をカロリーや生産額という共通の「ものさし」を使い算出。
- 我が国の食料自給率は、長期的には低下傾向で推移しており、平成24年度にはカロリーベースで39%、生産額ベースで68%。

カロリーベース食料自給率

生命・健康の維持にはカロリーが不可欠であることから、供給カロリーが国内生産でどの程度まかなわれているのかを示す指標。

$$\text{カロリーベース食料自給率 (H24)} = \frac{1 \text{人1日当たり 国産供給熱量 (942kcal)}}{1 \text{人1日当たり 供給熱量 (2,430kcal)}} = 39\%$$

注1：1人1日あたり国産供給熱量は、原則として品目毎の国内生産量を基に算出しており、国内生産量には輸出された量も含まれている。

注2：畜産物については飼料自給率、加工食品については国産原料使用率を考慮して算出している。

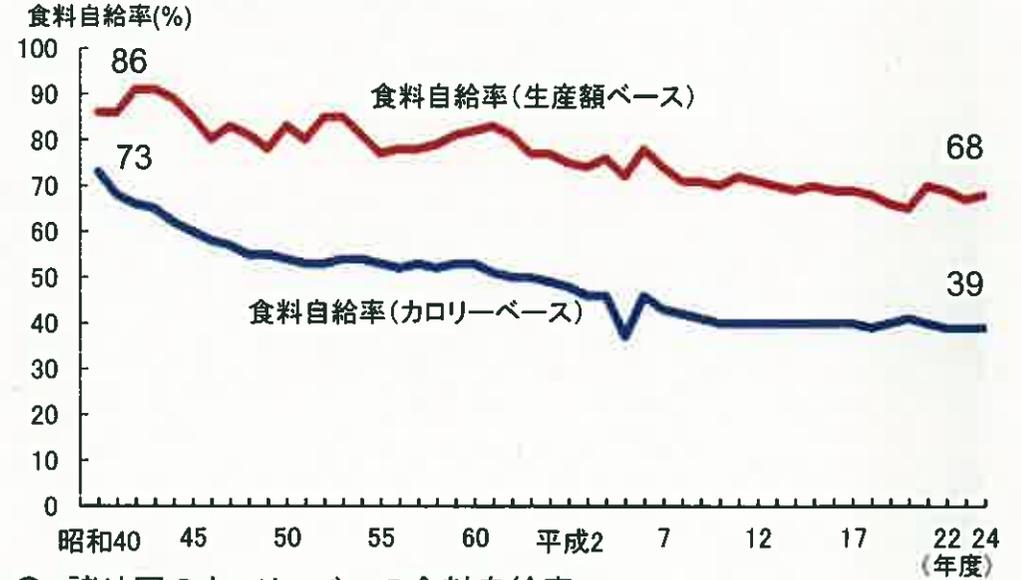
生産額ベース食料自給率

国内農業の経済的価値を示す指標であり、高度な生産管理により高品質な農産物を生み出すという我が国農業の強みを表すもの。

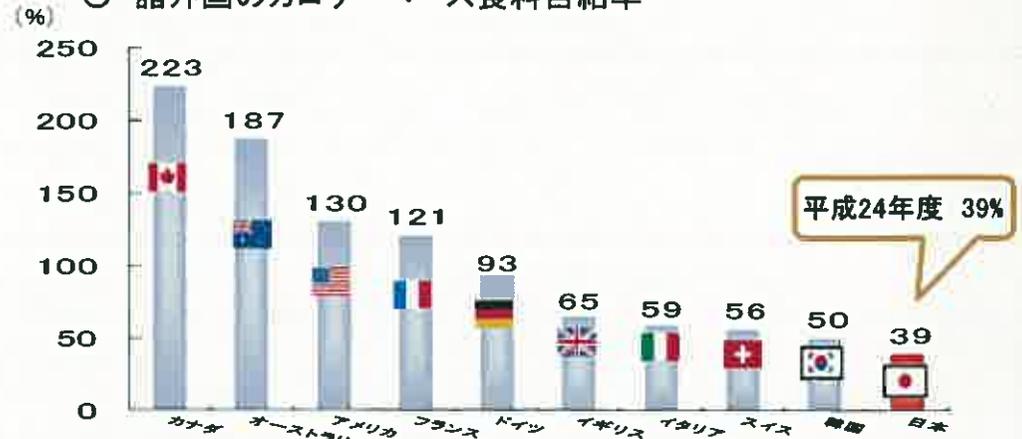
$$\text{生産額ベース食料自給率 (H24)} = \frac{\text{食料の国内生産額 (9.9兆円)}}{\text{食料の国内消費仕向額 (14.6兆円)}} = 68\%$$

注：畜産物については輸入飼料、加工食品については輸入食品原料の金額を国内生産額から控除して算出している。

○ 我が国の食料自給率の推移



○ 諸外国のカロリーベース食料自給率



(資料)農林水産省「食料需給表」、FAO「Food Balance Sheets」等を基に農林水産省で試算した。(アルコール類は含まない。)ただし、スイスについてはスイス農業庁「農業年次報告書」、韓国については韓国農村経済研究院「食品需給表」による。

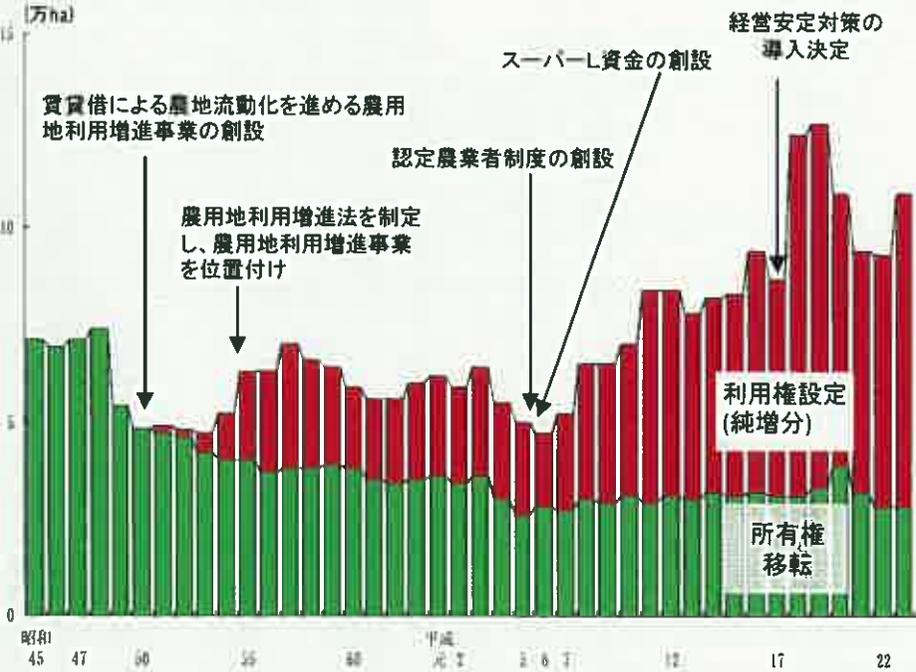
(注)1 数値は、平成21年(ただし日本は平成24年度)。

注2 カロリーベースの食料自給率は、総供給熱量に占める国産供給熱量の割合である。畜産物については、輸入飼料を考慮している。

2 (1) 農業構造 —農業構造の変化① 大規模経営体への農地集積—

- 農地流動化の結果、担い手の利用面積（所有権又は賃借権等の集積面積：ストック）は、平成22年には、226万haとなり、農地面積全体に占める割合は49.1%。大規模な経営耕地を有する農家も増加。
- 20ha以上の経営体が耕作する面積シェアは、平成22年には、土地利用型農業の農地面積全体の32%。

○ 農地権利移動面積の動向



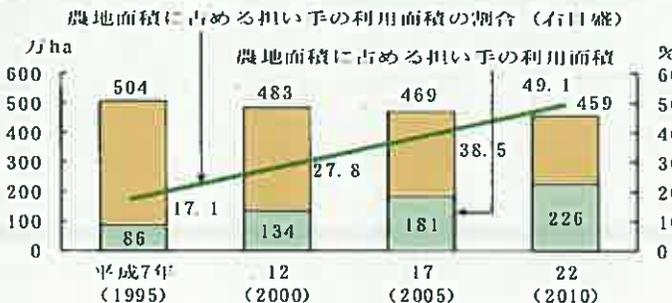
注「利用権設定（純増分）」は、農業経営基盤強化促進法利用権設定面積から利用権の更新及び利用権の解約等を差し引いたもの。

○ 平均経営規模の推移

		昭35	40	50	60	平7	12	17	22	25	平成25年／ 昭和35年対比 (倍率)
農家数(千戸)	全国	6,056.6	5,664.8	4,953.1	4,376.0	3,443.6	3,120.2	2,848.2	2,527.9	...	0.4(22/35) (0.4)(25/60)
	北海道 (20ha以上)	0.3	0.7	10.1	14.8	(17.0)	(17.0)	(17.0)	(16.9)	(16.7)	55.7
	都府県 (5ha以上)	1.5	2.4	8.7	19.1	(35.7)	(43.4)	(50.4)	(57.7)	(66.5)	44.3
平均部門 経営規模 (全国)	水稲(a)	55.3	57.5	60.1	60.8	(85.2)	(84.2)	(96.1)	(105.1)	...	1.9 (22/35)
	乳用牛(頭)	2.0	3.4	11.2	25.6	44.0	52.5	59.7	67.8	73.4	36.7
	肉用牛(頭)	1.2	1.3	3.9	8.7	17.5	24.2	30.7	38.9	43.1	35.9
	養豚(頭)	2.4	5.7	34.4	129.0	545.2	838.1	1,095.0	1,436.7	1,738.8	724.5
	採卵鶏(羽)	-	27	229	1,037	20,059	28,704	33,549	44,987	50,221	1,860.0 (H25/S40)
	ブロイラー (羽)	-	892	7,596	21,400	31,100	35,200	38,600	44,800	54,400	61.0 (H25/S40)

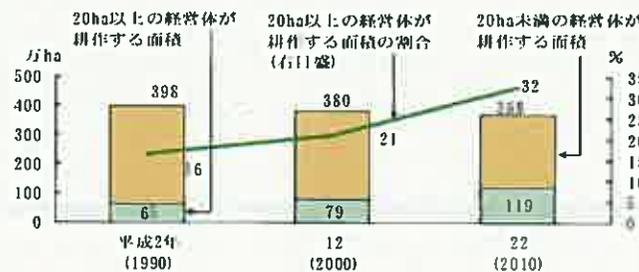
資料：農林水産省「農林業センサス」、「農業構造動態調査」、「畜産統計」、「家畜の飼養動向」、「畜産物流通統計」
 注1：水稲の平成7年以前は水稲を収穫した農家または販売農家の数値であり、12年以降は販売目的で水稲を作付けた販売農家の数値。
 注2：採卵鶏の平成7年の数値は成鶏めす羽数「300羽未満」の飼養者を除き、平成10年以降は成鶏めす羽数「1000羽未満」の飼養者を除く。
 注3：農家数、水稲について、()内の数値は販売農家（経営耕地面積30a以上又は農産物販売金額50万円以上の農家）の数値、それ以外は農家（経営耕地面積10a以上又は農産物販売金額15万円以上の世帯、なお、昭和35年～60年については、経営耕地面積が東日本は10a以上、西日本5a以上で、農産物販売金額が一定以上（昭和35年は2万円以上、40年は3万円以上、50年は7万円以上、60年は10万円以上）の世帯）の数値である。
 注4：養豚、採卵鶏の平成17年は16年の数値、平成22年は21年の数値である。
 注5：ブロイラーの平成22年は21年の数値である。
 注6：平成25年農業構造動態調査結果は概数値である。

○ 農地面積に占める担い手の利用面積の推移



注：「担い手の利用面積」とは、認定農業者（特定農業法人含む）、市町村基本構想の水準到達者、特定農業団体（平成15年度から）、集落営農を一括管理・運営している集落営農（平成17年度から）が、所有権、利用権、作業委託（基幹3作業：耕起・代かき、田植え、収穫）により経営する面積。

○ 土地利用型農業における20ha以上の経営体が耕作する面積の割合の推移

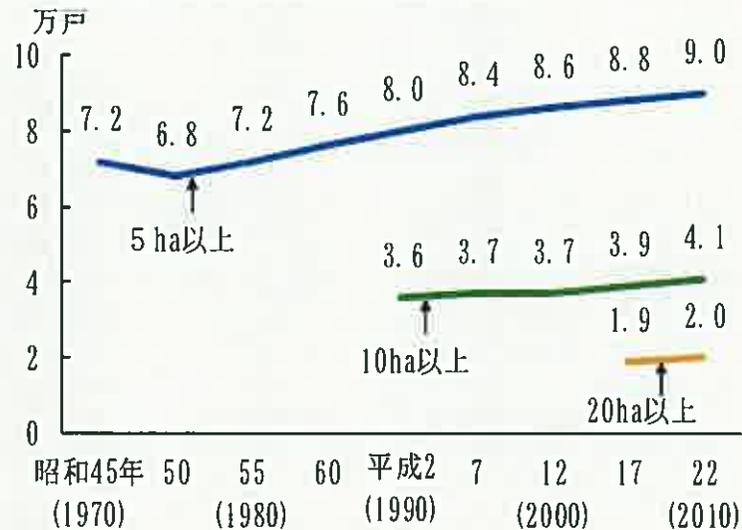


注：1)土地利用型農業の耕地面積合計は、「耕地及び作付面積統計」の全耕地面積から、樹園地面積、田で野菜を作付けている面積、畑で野菜等を作付けている延べ面積を除いた数値。
 2)「20ha以上の経営体が耕作する面積」は、「農林業センサス」の20ha以上の経営体による経営耕地面積。
 3)「20ha未満の経営体が耕作する面積」は、土地利用型農業の耕地面積合計から「20ha以上の経営体が耕作する面積」を差し引いた数値。

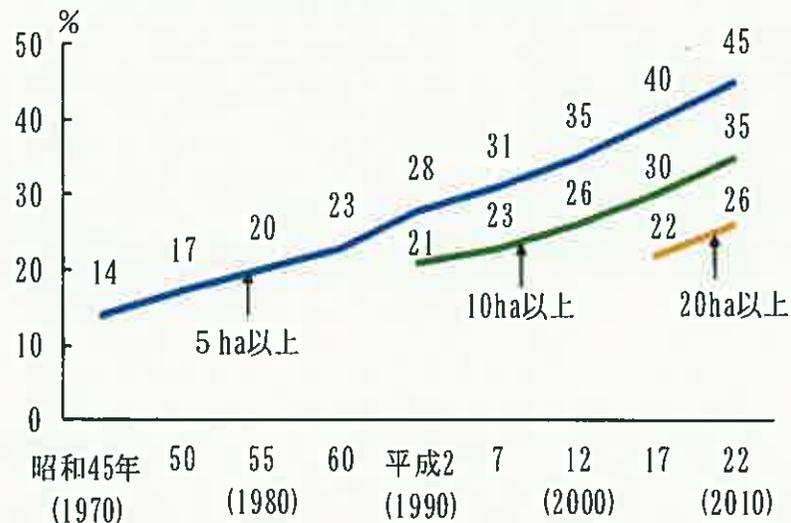
2 (1) 農業構造 —農業構造の変化② 家族経営体の大規模化—

- 全体の家族経営体数が減少する中（平成22年で163万戸）、5 ha以上層は増加。
- 農地シェアで見ると、平成22年には、5 ha以上層が家族経営全体の45%を占めるに至っている。

○ 経営耕地面積規模別の家族経営体数



○ 経営耕地面積規模別の農地集積割合



○ 家族経営体数の推移(総農家(～昭和60年)、販売農家(平成2年～))

(単位: 万戸)

	昭和45年 (1970)	50 (1975)	55 (1980)	60 (1985)	平成2年 (1990)	7 (1995)	12 (2000)	17 (2005)	22 (2010)	23 (2011)	24 (2012)
家族経営体数	540.2	495.3	466.1	437.6	297.1	265.1	233.7	196.3	163.1	156.1	150.4

資料: 農林水産省「農業経営構造の変化」

注: 1) 農林水産省「農林業センサス」を基に作成。

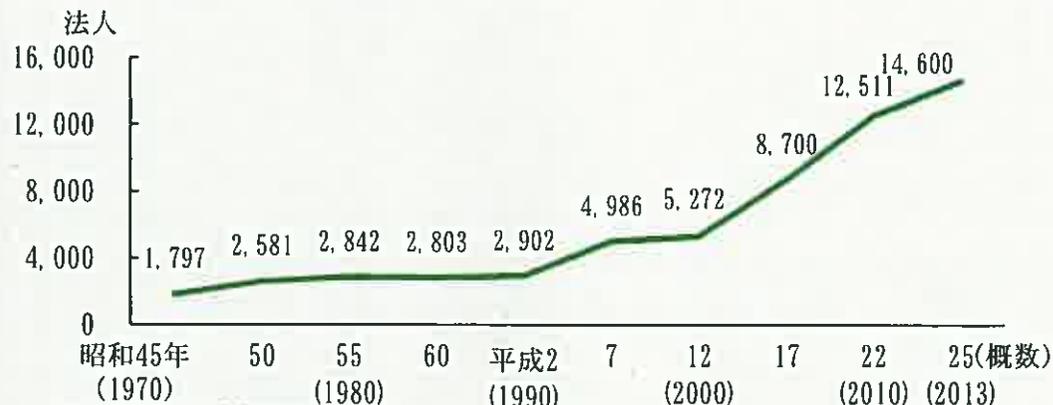
2) 昭和60年までは総農家、平成2年以降は販売農家。

3) 平成2年の集積割合は、各階層の農家数(平成2年)と平均経営耕地面積(平成7年)により推計。
耕地面積(平成7(1995)年)により推計。

2 (1) 農業構造 — 農業構造の変化③ 法人経営体の増加と大規模化—

- 法人経営体数は、この10年で2倍以上に拡大し、平成22年には12,511法人となるなどかなりの変化がみられる。
- 平成22年における50ha以上の法人経営体は7%で、法人経営体全体の農地面積の50%。また、同年の20ha以上の法人経営体は22%、法人経営全体の農地面積の80%。
- 販売金額1億円以上の法人経営体数は、平成22年において約3,000で、法人経営体全体の24%。
- 雇用者10人以上の法人経営体数は約4,000法人となり、法人経営体全体の33%。

○ 法人経営体数の推移



資料：農林水産省「農業経営構造の変化」

- 注：1) 農林水産省「農林業センサス」(平成22(2010)年まで)、「農業構造動態調査」(平成25(2013)年(概数))により作成。
 2) 法人経営体は、農家以外の農業事業者のうち販売目的のもので、平成2(1990)年までは会社のみであり、平成7(1995)年からは農事組合法人、農協、特例民法法人等を含む。
 3) 平成25(2013)年は牧草地経営体を含む。

○ 経営耕地面積規模別の経営体数と農地面積(平成22年)

(単位：法人、万ha、%)

	20ha未満	20~30	30~50	50ha以上	計
経営体数	9,706 (78)	946 (8)	931 (7)	928 (7)	12,511 (100)
農地面積	3.8 (20)	2.3 (12)	3.5 (18)	9.6 (50)	19.3 (100)

資料：農林水産省「農業構造の変化」

- 注：1) 農林水産省統計部「農林業センサス」、「面積統計」により作成。
 2) 法人経営は、農家以外の農業事業者のうち販売目的のもので、平成2年までは会社のみであり、平成7年からは農事組合法人、農協、特例民法法人等を含む。

○ 農産物販売金額規模別の法人経営体数(平成22年)

(単位：法人、%)

	経営体数	
合計	12,511	(100)
1億円以上	3,036	(24)
3億円以上	1,164	(9)
5億円以上	648	(5)

資料：農林水産省「農業経営構造の変化」

- 注：1) 農林水産省「2010年世界農林業センサス」により作成。
 2) 表中の()は全体に占める割合。

○ 雇用者(常雇い及び臨時雇い)人数規模別の法人経営体数(平成22年)

(単位：法人、%)

	経営体数	
計	12,511	(100)
10人以上	4,089	(33)
うち20人以上	1,804	(14)
うち30人以上	955	(8)
うち50人以上	388	(3)

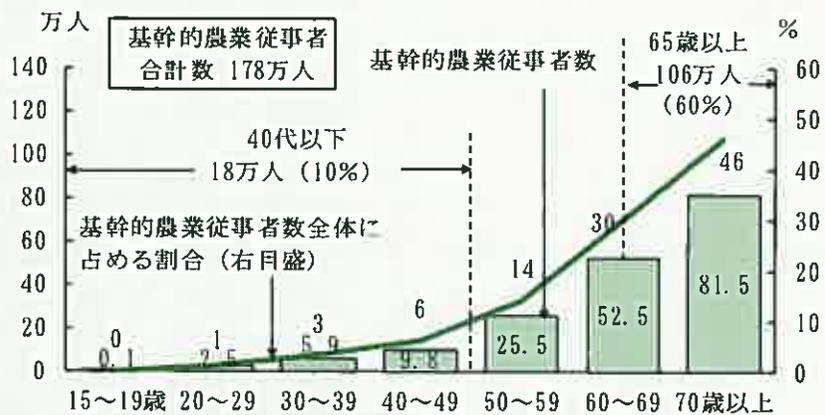
資料：農林水産省「農業経営構造の変化」

- 注：1) 農林水産省「2010年世界農林業センサス」により作成。
 2) 雇用者は、農業経営のために雇った「常雇い」及び「臨時雇い」(手間替え・ゆい(労働交換)、手伝い(金品の授受を伴わない無償の受け入れ労働)を含む。)の合計をいう。

2 (1) 農業構造 —農業人口と年齢構成、新規就農、女性農業者—

- 平成24年における基幹的農業従事者は178万人。年齢構成をみると、65歳以上が60%、40代以下が全体の10%であり、世代間バランスの崩れた状況となっている。また、年齢構成は農業経営類型ごとに大きな差が存在。
- 近年の新規就農者のうち、39歳以下の若い就農者数は1万3千人から1万5千人で推移。このうち定着している者は1万人程度。
- 女性がいる経営は、いない経営と比べて販売金額が大きい傾向。

○ 年齢階層別の基幹的農業従事者数(平成24年)



資料:農林水産省「農業構造動態調査」(組替集計)

基幹的農業従事者: 自営農業に主として従事した15歳以上の世帯員(農業就業人口)のうち、普段仕事として主に自営農業に従事している者で、主に家事や育児を行う主婦や学生等含まない。

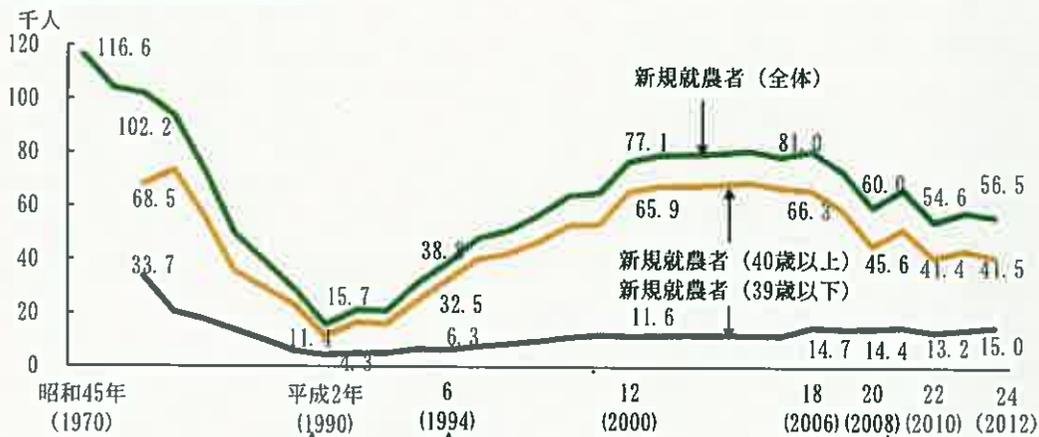
○ 農業経営類型別基幹的農業従事者の年齢構成(平成22年)



資料:農林水産省「2010年世界農林業センサス」

- 1) 「単一経営」とは、農産物販売金額のうち、主位部門の販売金額が8割以上の経営をいう。
- 2) 「標準一営経営」とは、農産物販売金額のうち、主位部門の販売金額が6割以上8割未満の経営をいう。
- 3) 「複合経営」とは、農産物販売金額のうち、主位部門の販売金額が6割未満の経営をいう。
- 4) 数値は四捨五入しており、合計とは一致しない。

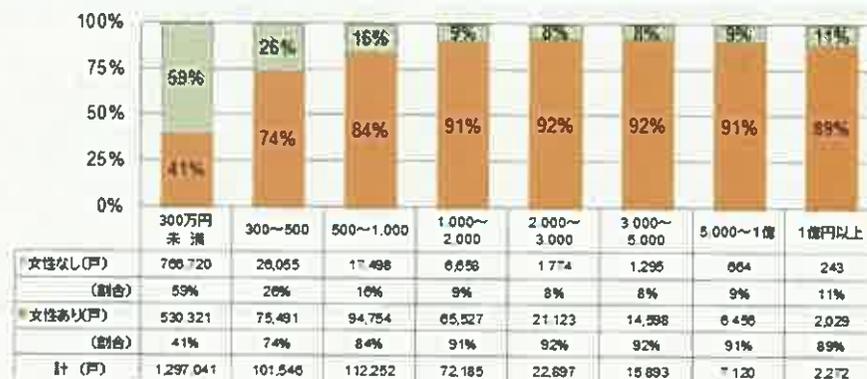
○ 新規就農者数の推移



資料:農林水産省「農業経営構造の変化」

- 1) 農林水産省「農家就業動向調査」(昭和45(1970)~平成2(1990)年)、「農業構造動態調査」(平成3(1991)年~平成15(2003)年)、「農林業センサスと農業構造動態調査(組替集計)」(平成16(2004)、平成17(2005)年)、「新規就農者調査」(平成18(2006)年)により作成。
- 2) 平成17(2005)年以前の新規就農者数は、新規自営農業就農者のみ、平成18(2006)年以降は新規雇用就農者と新規参入者を含んだ値。
- 3) 平成22(2010)年、新規参入者は、東日本大震災の影響により、岩手県、宮城県、福島県の全域及び青森県の一部地域を除いて集計。
- 4) 平成23(2011)、24(2012)年は、東日本大震災の影響で調査不能となった福島県の一部地域を除いて集計。
- 5) 「このうち定着している者は1万人程度。」の部分については農林水産省経営局調べ。

○ 女性の基幹的農業従事者の有無別農産物販売金額規模別農家数(平成22年)

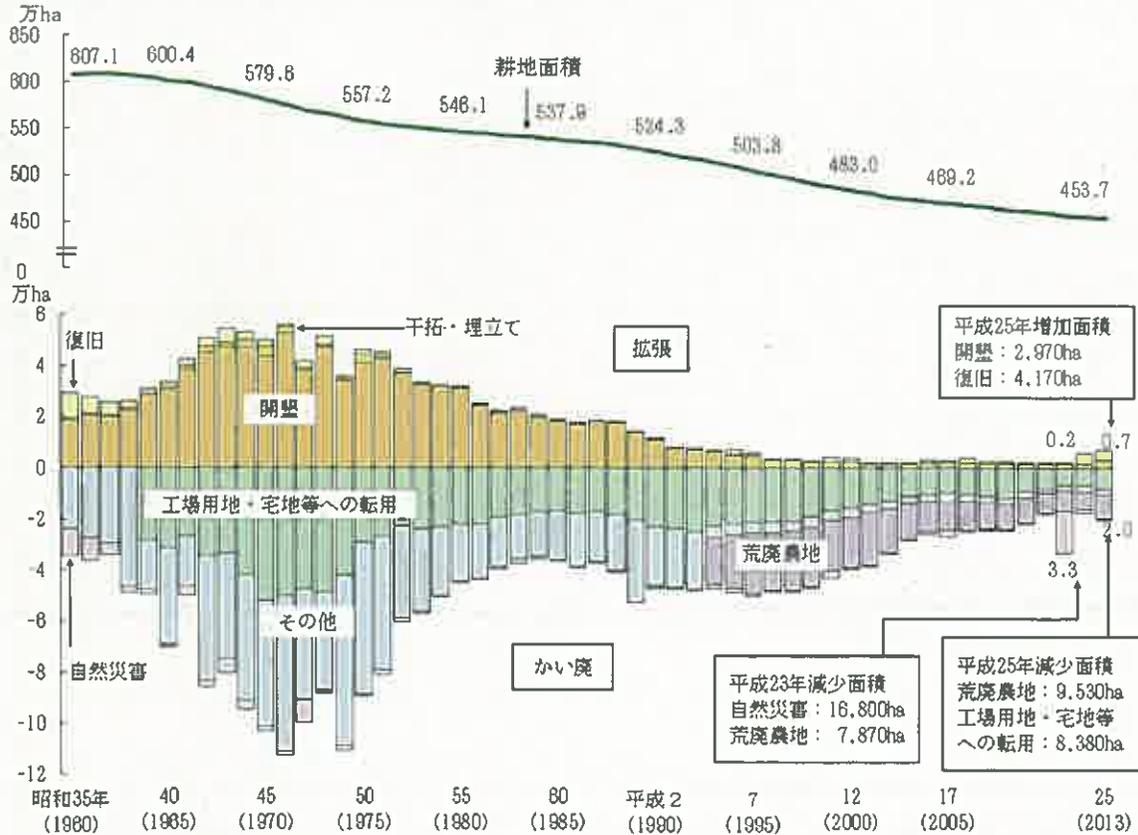


資料:農林水産省「2010年世界農林業センサス」(組替集計)

2 (1) 農業構造 — 耕地 —

- 耕地面積は、工場用地、道路、宅地等への転用や荒廃農地になったこと等による減少が続き、この50年間で約25%減少。
- 耕地利用率は、「作付（栽培）延べ面積」（計算上の分子）の減少が「耕地面積」（同分母）の減少を上回ったため、昭和35年の133.9%から大きく低下し、近年は92%前後で推移。
- 耕作放棄地面積は、平成に入ってから、高齢者のリタイア等に伴い、急激に拡大。特に、土地持ち非農家の所有する農地の耕作放棄地が急増しており、全体の半分以上を占める。

○ 耕地面積及び耕地の増加・減少要因別面積の推移



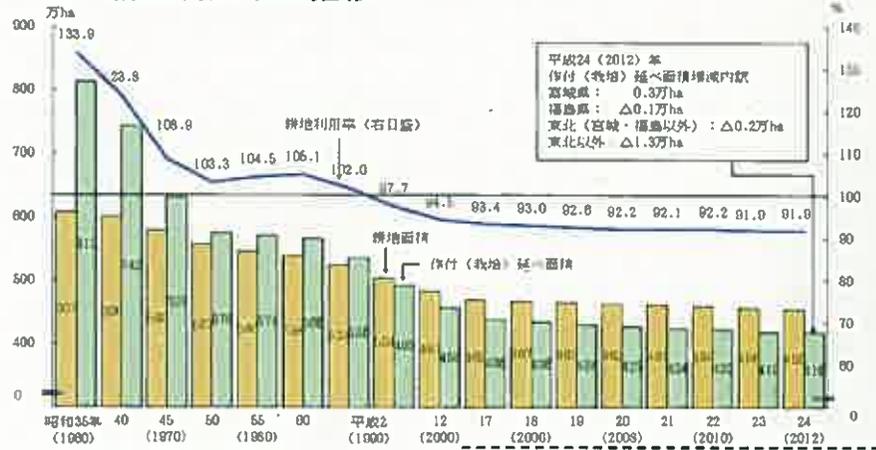
資料：農林水産省「耕地及び作付面積統計」

注：1) 拡張面積及びかい廃面積は、共に田畑転換を除く。

2) 「工場用地・宅地等への転用」は、「工場用地」、「道路・鉄道用地」、「宅地等」であり、昭和39年から調査を行っており、それ以前は「その他」に含まれる。

3) 「その他」は、「農林道等」、「植林」、「荒廃農地以外のその他」であり、「荒廃農地」については、平成5 (1993) 年から調査を行っており、それ以前は「その他」に含まれる。なお、「荒廃農地」は、平成24 (2012) 年までは「耕作放棄」として公表していた。

○ 耕地利用率の推移

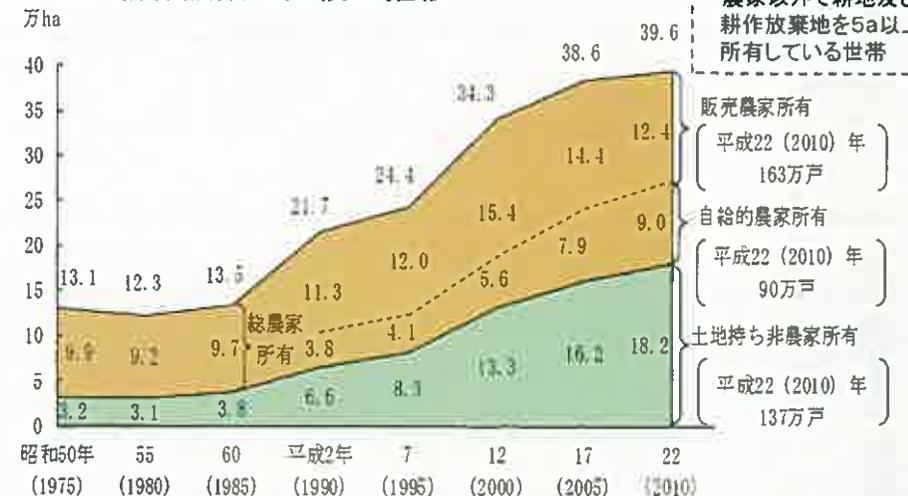


資料：農林水産省「耕地及び作付面積統計」

注：耕地利用率(%) = 作付(栽培)延べ面積 / 耕地面積 × 100

耕地利用率: 耕地面積に対する作付(栽培)延べ面積の割合

○ 耕作放棄地面積の推移



資料：農林水産省「農林業センサス」

注：1) 右端の()内は、全体の農家(世帯数)であり、耕作放棄地のない農家(世帯)を含む。

2) 昭和60(1985)年以前は、販売農家、自給的農家の区分がない。

2 (2) 農業生産 — 農業生産額 —

- 我が国の農業の生産額は9.5兆円。関連製造業、流通業、飲食店等を含めた農業・食料関連産業全体の生産額は94.1兆円。
- 農業生産額は、平成2年度比で約7割に減少し、農業所得は半減。

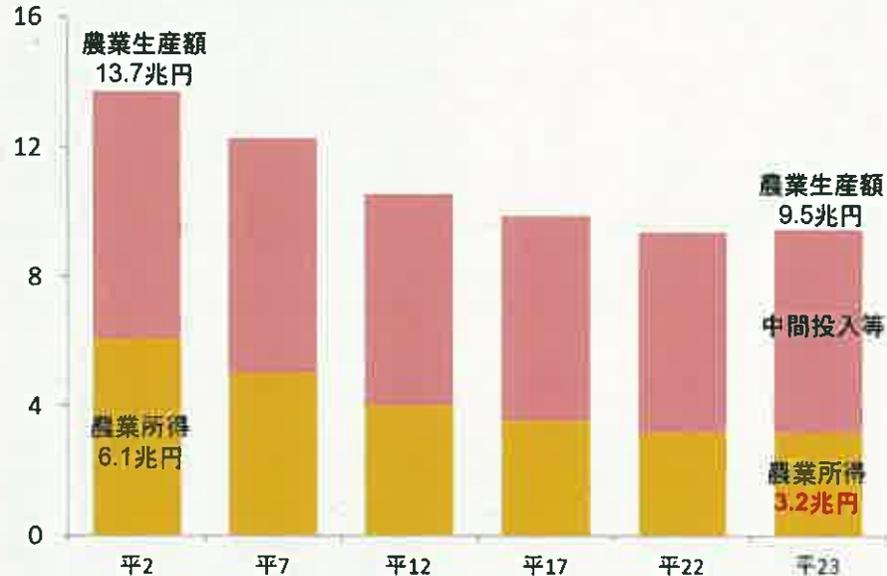
- 我が国の農業・食料関連産業の国内生産額 94.1兆円(全経済活動の10.5%)



資料：農林水産省「平成23年度農業・食料関連産業の経済計算(速報)」

注) 農業・食料関連産業の国内生産額は、農林漁業及び食品工業等食品関係産業の他、資材、農業機械等に係る関連産業の生産額も含む。

- 農業生産額と農業所得の推移

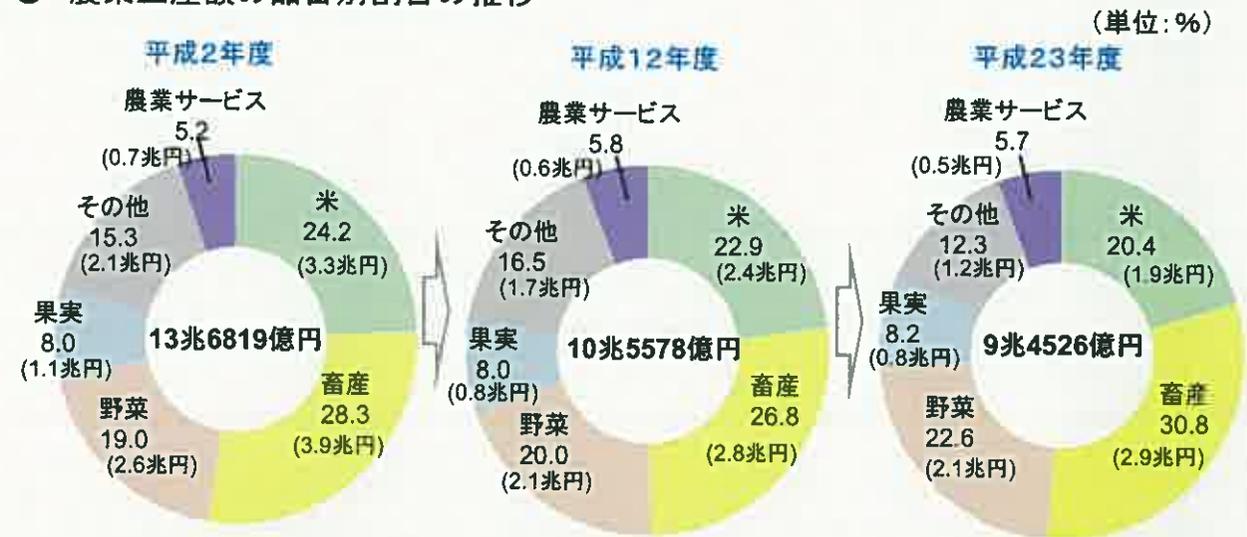


資料：農林水産省「農業・食料関連産業の経済計算」

注) 平成23年度の値は速報値である。

農業所得(農業純生産)：「農業生産額－中間投入(資材等)－(固定資本減耗＋間接税－経常補助金)」で算定される。(注：雇用者所得、家族労働に係る所得等も含む。)

- 農業生産額の品目別割合の推移



資料：農林水産省「農業・食料関連産業の経済計算」

注) 平成23年度の値は速報値である。

農業生産額：農業生産活動の結果得られた生産物を農家庭先価格で評価した額及び農業サービス(稲作共同育苗、青果物共同選果等)の売上高等の合計であり、種苗、飼料作物等の中間生産物を含む。

3 (2) 農村の人口や集落

- 農村の人口は過去40年間一貫して減少しており、都市部に比べ高齢化が進展。
- この20年で約5,000の集落が農業集落としての機能を喪失。

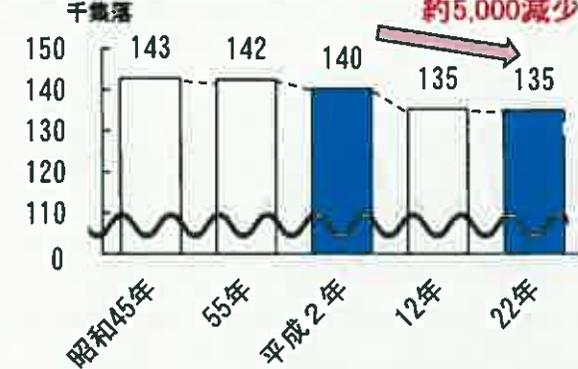
○全国の人口と農村の人口

	S45	S50	S55	S60	H2	H7	H12	H17	H22	増減率 (H22/S45) (%)
人口(万人)										
農村	4,867	4,812	4,713	4,770	4,546	4,432	4,412	4,344	4,194	86.2
全国	10,467	11,194	11,706	12,105	12,361	12,557	12,693	12,777	12,806	122.3
農村/全国(%)	46.5	43.0	40.3	39.4	36.8	35.3	34.8	34.0	32.8	

資料：総務省「国勢調査」

注：ここでは、市町村の区域内で人口密度4,000人/km²以上の地区が、互いに隣接して、その人口が5,000人となる人口集中地区(DID地区)以外の地区を農村にとらえた。

○農業集落数の動向



資料：農林水産省「農林業センサス」(組替)

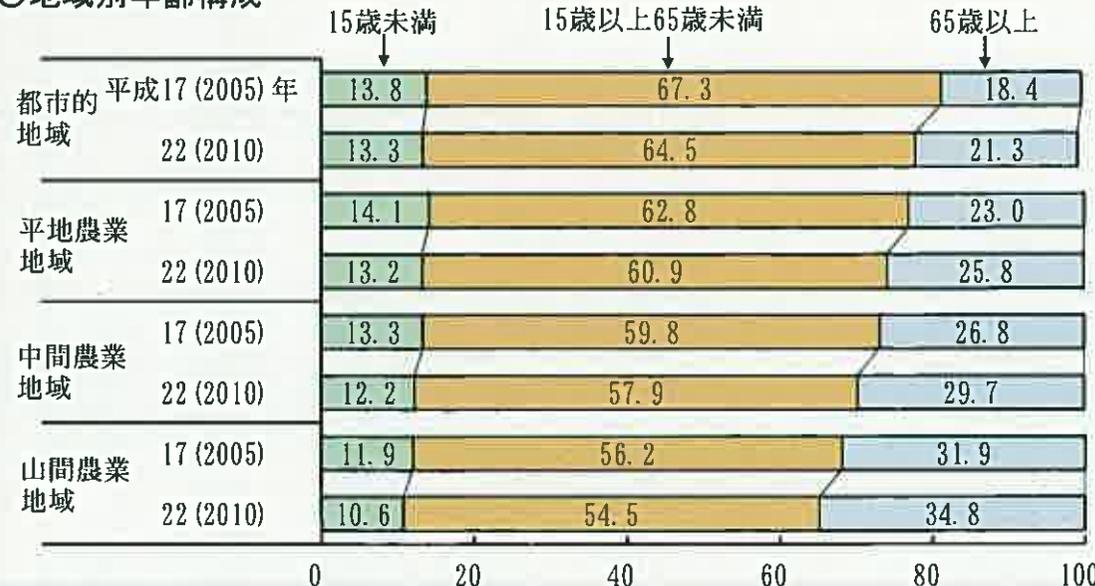
注1：平成22年(2010年)は、平成12年(2000年)の調査対象範囲に極力合わせ、農業集落としての機能がない集落を除外する等の組み替えをした数値である。

注2：昭和45年は沖縄を除く。

農業集落とは、市区町村の一部の地域において、農業上形成されている地域社会のことである。農業集落は、もともと自然発生的に存在する地域社会で、家と家が地縁的、血縁的に結びつき、各種の集団や社会関係を形成してきた社会生活の基礎的な単位である。

なお、農業集落調査では、平成12年までは市街化や過疎化により農業集落としての機能(農道や農業用排水路の共同管理や寄り合い等)がなくなったものは調査対象外としているが、平成22年は全域が市街化区域である農業集落以外の全ての農業集落を調査対象としている。

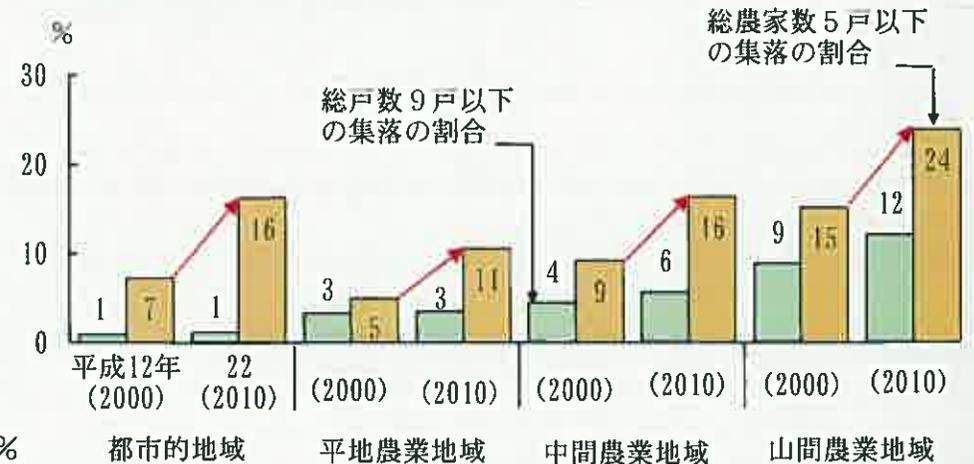
○地域別年齢構成



資料：総務省「国勢調査」を基に農林水産省で作成

注：年齢不詳があるため、合計が100%に満たない場合がある。

○小規模集落の割合の推移



資料：農林水産省「農林業センサス」(組替集計)

「攻めの農林水産業」のための農政の改革方向

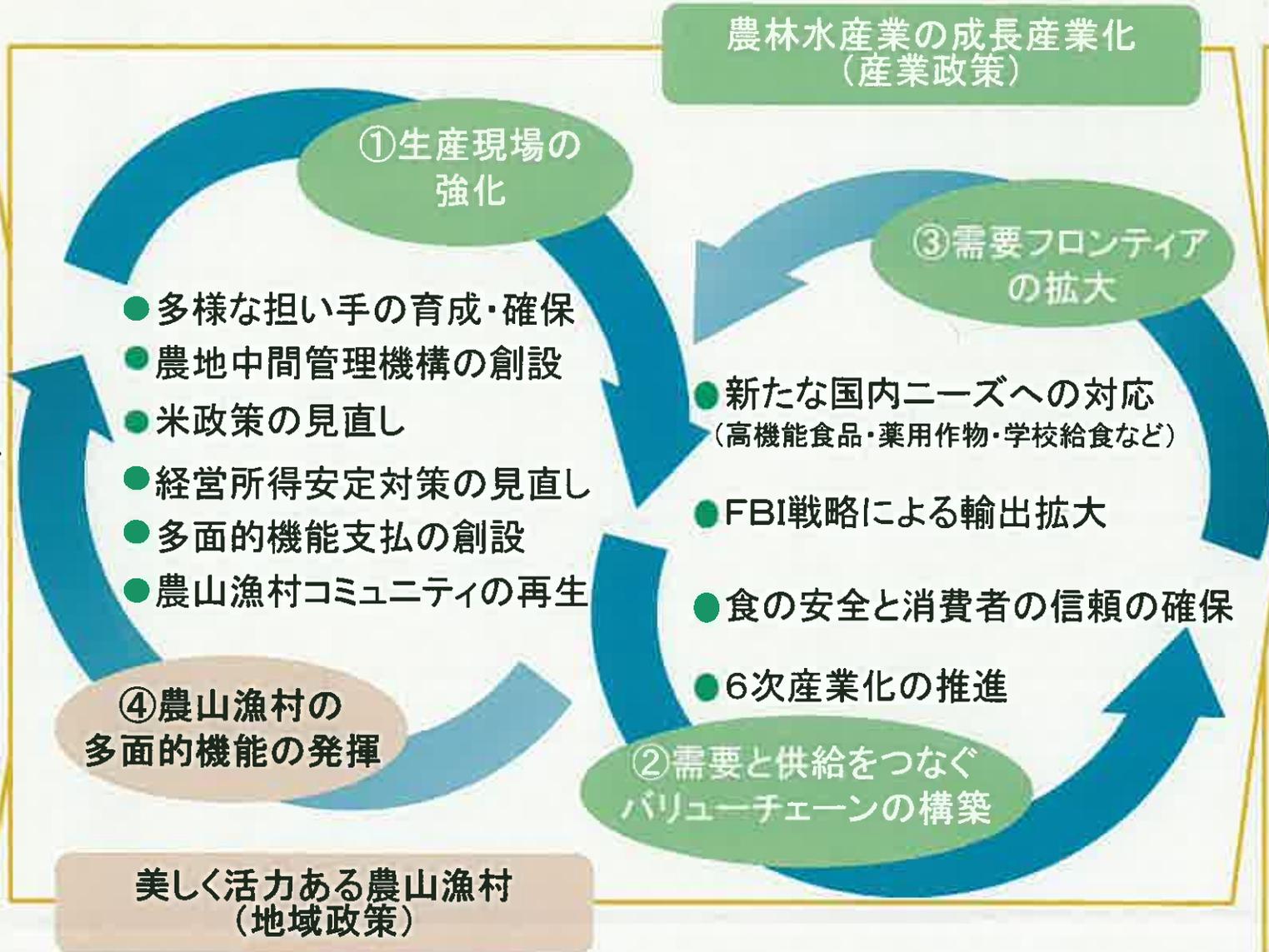
①生産現場の強化、②需要と供給をつなぐバリューチェーンの構築、③需要フロンティアの拡大、④農山漁村の多面的機能の発揮を柱に、産業政策と地域政策を車の両輪として、「攻めの農林水産業」を展開。
これにより、「強い農林水産業」と「美しく活力ある農山漁村」を創り上げ、農業・農村全体の所得倍増を目指す。

総理指示
(25年8月8日)

1 農山漁村の有するポテンシャルの発揮

2 経営マインドを持つ農林漁業者の育成

3 新たなチャレンジを後押しする環境整備



農林水産業・地域の活力創造プラン

生産者の努力と施策の総動員により農業・農村の所得倍増を目指す。

- 創意工夫に富んだ強い農業経営体の育成
- 美しい農山漁村の将来世代への継承
- 食料自給率・自給力の維持向上と食料安全保障の確立

農政改革を進める上での課題（例）

- 我が国農業が今後とも発展するためには、農業が成長産業化し、**農業・農村の所得が増大**することが必要。
- 世界的な人口増加で穀物需給が逼迫している中で、国民に食糧を安定的に供給するには**自給力の強化**が必要。
- 農家の減少が急激に進む中で、**少ない農家で農地、農村を維持**できるようにすることが必要。
- 人口が減り国内の市場が縮む中で、**輸出に取り組み海外に市場**を求めることが必要。
- 現在**地球温暖化や気象災害の深刻化**が進む中で、**安定的に農業生産を実現**することが必要。

本会での検討事項（例）

1 普及指導員のターゲットとする技術

- 普及指導員の人員が減少する中で**業務は拡大**。
- 都道府県職員であり、国との協同事業として運営する公的な普及事業として、今後の**普及指導員のターゲットとする農業者、技術とはどのようなものか**。

2 多様な農業者と普及指導員との関係

- 規模の大きな農業法人が増加。一方で、農外からの就農者等も含め、新規就農者も増大。
- このような多様な農業者が存在する中で、**普及指導員は、誰をターゲットとして、どのような関係を構築していくべきか**。

3 企業と普及指導員との関係

- 企業の農業への参入が増大。自社農場による特徴的な農産物生産や、技術・ノウハウを農業者に伝えるビジネスモデルも生まれている。
- このような**民間企業の参入について、どのように捉えるべきか。普及指導員はどのように対応すべきか**。

4 その他

- 1～3の検討の結果、普及指導員が対応すべきとされた事項を効果的に推進するためには、どのような体制、資質向上、手法を取り入れれば良いか。**普及指導員が持つ能力を最大限に発揮するためには、どのような仕組みが必要か**。

都道府県の意見①（今後の対象とすべき活動内容）

○ 都道府県に対し、普及活動はどのような内容を対象とすべきかを聞いたところ、

- ①地域の担い手への支援
 - ②新規就農者の確保・育成
 - ③新品種・新技術の普及
 - ④6次産業化
 - ⑤異常気象・温暖化・防災への対応
- 等の意見が多く見られている。

【都道府県への質問】

農業技術の多様化・高度化、先進農業経営の拡大、高齢農業者の増加や気象変動の激化等を踏まえ、普及活動はどのような内容を対象とすべきとお考えですか？（都道府県協同農業普及事業所管課へのアンケート調査（H26.5））

【都道府県からの回答】

対象とすべき分野	件数	対象とすべき分野	件数
新規就農者の確保・育成	23	6次産業化	10
地域の担い手への支援	26	産地育成	7
先進農業者への支援	4	地域活性化	8
女性・高齢者への支援	3	食料の安定供給	6
新品種・新技術の普及	19	安全・安心の確保	4
異常気象・地球温暖化・防災への対応	9	環境に調和した農業	3

（注）都道府県の回答を基に、技術普及課が分析。都道府県によって複数の分野について回答があるため、件数の合計は都道府県数を超える。

都道府県の意見②（今後対応すべき農政課題）

- 都道府県に対し、普及指導員による対応を強化すべき農政課題を聞いたところ、
- ①多様な担い手の確保・育成
 - ②6次産業化
 - ②新品種・新技術の普及
 - ④異常気象・地球温暖化・防災への対応
 - ⑤農地の集積や人・農地プランの支援等の意見が多く見られている。

【都道府県への質問】

地球温暖化や災害の激化等、農業をめぐる新たな課題が生じているところですが、今後更に普及組織の対応を強化すべき国の農政課題として、どのような分野が考えられると思われます？（都道府県協同農業普及事業所管課へのアンケート調査（H26.5））

【都道府県からの回答】

対象とすべき分野	件数	対象とすべき分野	件数
多様な担い手の確保・育成	20	6次産業化	13
経営体質の強化のための指導	6	輸出促進	6
農村振興（集落の維持、地域づくり等）	8	新品種・新技術の普及	13
農地の集積や人・農地プランの支援	11	異常気象・地球温暖化・防災への対応	12
耕作放棄地対策	6	環境と調和した農業	2
鳥獣害被害対策	2		

（注）都道府県の回答を基に、技術普及課が分析。都道府県によって複数の分野について回答があるため、件数の合計は都道府県数を超える。

都道府県の意見③（先進農業者との関係）

- 都道府県へのアンケート調査に寄せられた意見によれば、先進農業者と普及指導員との関係について、
 - ・経営発展に向けた経営計画の策定支援及び実現に向けた技術・経営支援
 - ・地域農業の発展に向けた情報交流や就農指向者に対する指導など協力関係を構築
 - ・大規模農業法人の経営体質強化に向けて、他産業のノウハウ活用や民間の専門家等との連携を一層強化。等の意見が寄せられている。

先進農業者と普及指導員に関する意見

- ・自己管理できる農業者・法人（先進農業者）へと経営発展を支援。先進農業者へ発展した場合は、地域農業の発展に向けた情報交流や就農指向者に対する指導など協力関係を構築。
- ・先進農業経営に対しては、専門家の活用などを含め、多様かつ高度なニーズに対応すべきである。
- ・大規模農業法人の経営体質強化に向けて、他産業のノウハウ活用や民間の専門家等との連携を一層強化する。
- ・雇用型経営の導入のため、労働時間の均一化や品目の組合わせ、施設整備などの経営計画の作成支援。
- ・農業経営者の経営発展に向けた経営計画の策定支援及び実現に向けた技術・経営支援。
- ・JA全農、地元JA、先進農業者等が連携し、重点プロジェクト活動として県の重要品目の優良系統選抜に取り組んでいる。

都道府県の意見④（産業界等との連携）

- 都道府県に対し、企業との連携についてアンケート形式により意見を求めたところ、メリットや課題に関し、数多くの意見が寄せられている。
- 現場ニーズに即した技術・機械が開発され、効果的・効率的な課題解決が図られる等の意見がある一方、連携に際しての課題としては、公平性の確保が必要等の意見が寄せられている。

【都道府県への質問】

現在、農業に関心を寄せる民間企業が増加しています。また、大学、先進農業者、国の研究独法、都道府県試験場、技術士、農薬・農業機械メーカー等、農業分野には様々な技術者が存在しています。

普及組織がこれらの関係機関と連携した場合、どのようなメリットが生まれると考えられますか。また、連携に際しての課題は何でしょうか。（H26.5）

【都道府県からの回答(代表的なもの)】

産業界と連携するメリット	産業界と連携する際の課題
<ul style="list-style-type: none"> ・農業者の高度で多様なニーズに、各分野の専門能力を活用した新技術・機械等の効率的かつ迅速な開発と普及により、対応できる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・お互いの情報が不足しており、連携先(人・企業)を幅広く探すことが難しい。
<ul style="list-style-type: none"> ・農業に関心を寄せる民間企業からの新たなニーズを農業者に伝え、新たな品目・品種の生産等につなげることができる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・民間の利益も確保しながら、生産振興・生産者の利益確保も必要であり、共にメリットが創出される関係が構築できるか。
<ul style="list-style-type: none"> ・6次産業化・農商工連携に見られるように販売から栽培までつながる(マーケットイン) 	<ul style="list-style-type: none"> ・どこがイニシアチブをとるか。責任の所在をどうするか。
<ul style="list-style-type: none"> ・マーケティングに長けた企業から6次産業化関連の情報が得られ、農業の6次産業化推進に役立つ。 	<ul style="list-style-type: none"> ・連携に際しての課題として、知的財産等の成果の取扱(所有権、保護方法、普及方法)を定めておく必要がある。
<ul style="list-style-type: none"> ・知識、情報、人脈等の幅が広がり、普及指導員の資質向上が図られる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・相手方や連携の内容によっては、委託費や旅費、資材費など相応の活動経費が必要となる。

産業界と普及組織の連携について

- 産業界と普及組織との連携を推進するため、本年2月より、民間企業数社と農林水産省との意見交換を実施。
- 産業界においては、トータルソリューション型の農業事業を展開しようとする動きがある一方、その確立や普及に向けて、普及指導員との連携に興味を示されている。例えば、A社からは普及指導員を自社農場に招き、同社の取組みを伝えたいとの意向があり、同社での普及指導員研修が実現予定。
- 優れた技術を農業者や地域に伝えたい企業と、情報を知りたい農業者等との「つなぎ」を普及組織が担う等、企業の農業参入を踏まえた普及活動の展開を検討することが重要。

A社

- 農業者は自分の課題の5%しか理解していない。
- 社員が現場に入って実際に作業に参画することなどを通じて課題を掘り起こすことが重要。
- 農業現場に入ってみたいという希望は、結構な数がある。

➤ 引き続き意見交換を継続

B社

- 自社では、地域との連携には課題がある。
- 普及指導員と一緒に仕事をするのは良いことだと思う。
- 普及指導員を自社農場で研修をしても良い。

➤ 普及指導員向け研修が実現する見込み。

C社

- ICT技術を現場に導入するため、普及指導員に号令をかけることが重要。
- また、ICTの農業分野での可能性は未開拓なので、普及指導員から提案があると良い。
- 普及活動自体もICTを導入することが必要ではないか。

➤ 引き続き意見交換を継続

都道府県

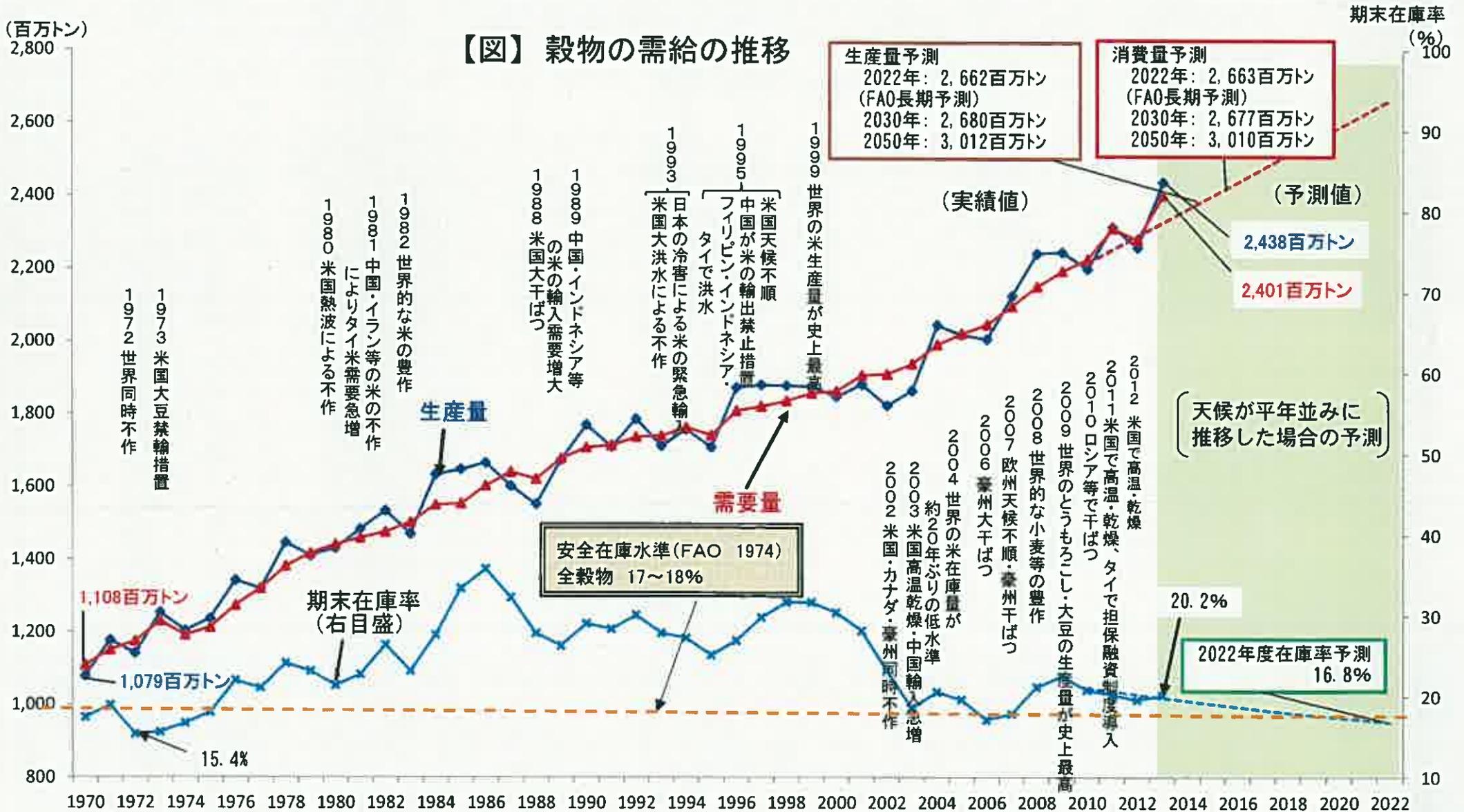
- 民間を経験することは業務上重要であると考えている。
- 現場で困っている場合、どの企業と連携すれば解決できるのかすら分からないので、窓口があるとスムーズに連携が図れる。
- 普及指導員が産業界における技術の内容を広く知ることが必要。

- 行政が民間と連携するためには、公平性を担保するために広くマッチングを図る場を設定することが必要。
- 民間は利益を追求するもの。連携が誰のための連携なのかをしっかりと考える、一歩引いて見るスキルが必要。
- 大型露地野菜の栽培管理について企業がデータベースを構築し、普及組織が実証を行っているところ。この点の取組を面の取組に拡大する予定。

4 參考資料

(参考) 世界の食料需給 —世界の穀物需給の見通し—

○ これまでの世界の穀物の生産量は、作柄により変動するものの、主に単収（単位面積当たりの収穫量）の伸びにより増加し、需要量の増加に対応。中長期的には、需要が生産をやや上回る状態が継続し、2022年には期末在庫量が16.8%まで低下する見通し。

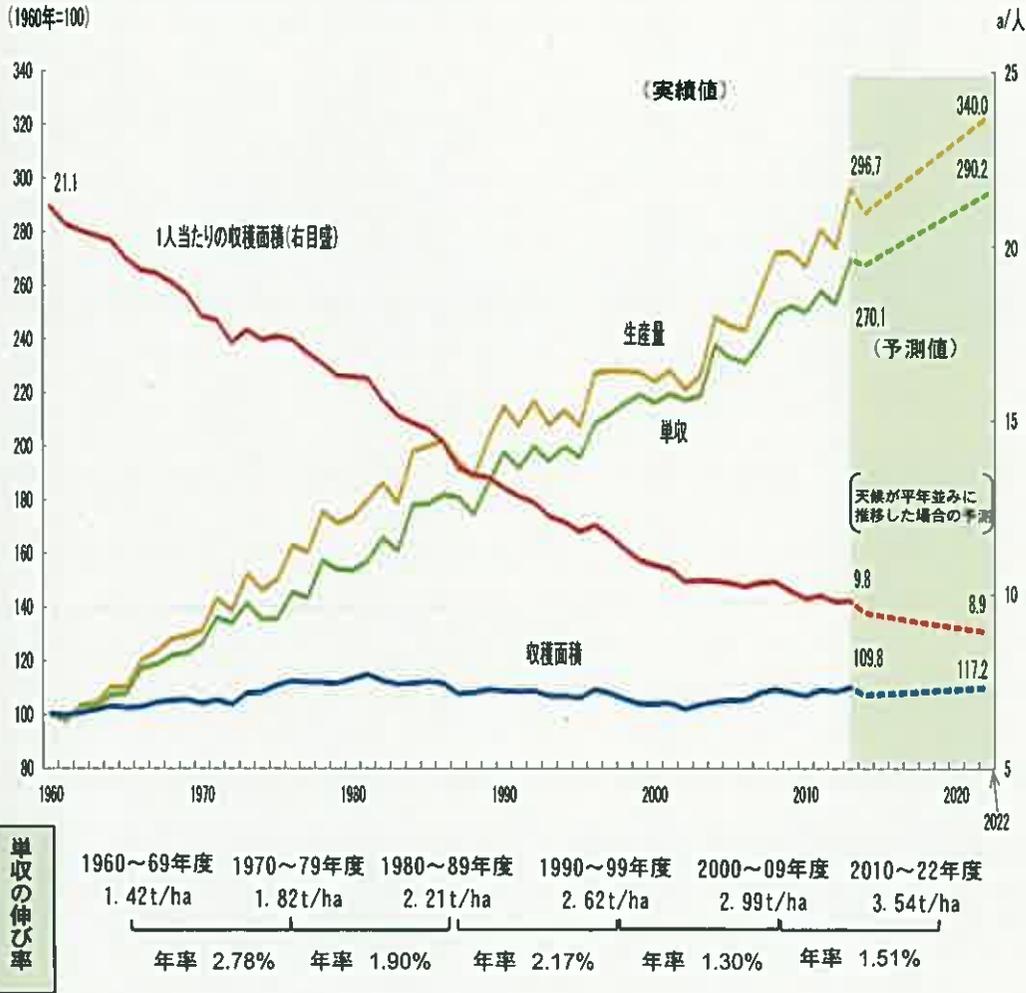


資料: USDA「World Agricultural Supply and Demand Estimates」(2013.12)、農林水産政策研究所「2022年における世界の食料需給見通し」、FAO「World agriculture: towards 2030/2050」により農林水産省で作成。

(参考) 世界の食料需給 —世界の農産物供給の見通し—

○ これまで生産量の向上を支えてきた単収の増加率は鈍化傾向。中長期的には、遺伝子組換え品種の導入などにより、一定の単収向上が期待されているものの、地球温暖化、水資源の制約、土壌劣化などが不安要素。

○ 穀物の収穫面積、単収等の推移



■ オガララ帯水層の水不足 (アメリカ)



大規模なかんがいにより、平均地下水水位が3.6m低下し、農業用水のくみ上げができなくなる農地が拡大。

写真：平成13年度 千葉県情報教育センター
ソフトウェア開発 (安藤清氏提供)

■ 干上がるアラル海で塩害被害 (カザフスタン、ウズベキスタン)

1977



2009



大規模なかんがいの結果、河川流入量が大幅に減少し、現在の面積は最大時の2割以下に縮小。乾燥地に残った塩分が周辺農地に飛散し、塩害を発生。

■ サウジアラビアの小麦生産が大幅減



地下水が急速に枯渇した結果、生産削減が実施され、小麦生産が412万トン(1992年)から80万トン(2011年)に大幅減。(サウジアラビア政府は、2008年1月、2015年までに100%を海外からの輸入に切り替えると公表)

出典：FAO「FAOSTAT」

(参考) 施策への位置づけ (人と農地の問題解決)

- 人と農地の問題の解決に向けて、普及組織の活動を推進するため、**24年11月に技術普及課長通知を都道府県に発出。**
- 普及組織の活動により、**中国四国ブロックで初の人・農地プランが策定される等、一定の成果を醸成。**

技術普及課長通知の発出(H24.11)

(概要)

- 市町村やJAを始めとする関係組織と連携しつつ、**人・農地プラン等の作成の取組に対する支援及び中心経営体の経営発展等の取組に対する支援に取り組むよう依頼。**
 - 1 人・農地プラン等の作成の取組に対する支援
 - 2 地域の中心となる経営体である家族農業経営、集落営農、法人経営、新規就農者等の農地集積、経営発展等の取組に対する支援

プラン策定等に向けた普及組織の活動例(抜粋)

- 市町村の委員会に対し、プランの必要性や**作成手順、集落の現状分析**等を説明・助言
- 集落に対し、**プラン作成の意義**、農地の効率的利用の重要性等について説明
- 他市町村の事例**の情報提供
- アンケート結果を分析・検討し、**地域農業の実態について把握**
- 地区の**リーダーとの密な情報交換**により的確な意向把握を実施
- 中心的経営体の新たな**設立、法人化等を支援**
- 規模拡大した中心経営体に対する**技術資料の提供** 等

人と農地の問題解決に関する普及組織の取組事例

「法人設立及び「人・農地プラン」策定の一体的支援」(山口県)

- 山陽小野田市平沼田集落では、**高齢化と後継者不足の進展、共同利用機械の更新が課題。**
- 課題解決には**集落ぐるみの法人化が必要**と関係機関の意見が一致し、平成23年度当初から**法人設立に向けた話し合いを開始。**
- 平成24年4月、**法人設立と「人・農地プラン」策定を同時に達成し、支援策も活用しながら担い手の世代交代を見込めるよう環境を整備。**



「持続可能な100ha大規模経営体の育成」(新潟県)

- 地域の営農体制整備は進みつつあるが、高齢化等から、**将来の地域を担う経営体及び地域農業システムの確立が課題。**
- 県の地域農業モデル育成の対象経営体**として位置づけ、関係機関・団体も連携し、今後3年後の地域農業の推進目標となる**地域農業ビジョンを作成。**
- その中心経営体は、**人・農地プラン**の中で地域の中心となる経営体に位置づけられ、**経営面積(自給野菜等除く)が拡大し、地域内の農地集積率も向上。**
- 普及指導センターによる研修会の開催、栽培指導により、**組織内の営農体制の見直し、収量増、新規作物導入が実現。**



(参考) 施策への位置づけ (6次産業化の推進に向けた普及活動)

- 6次産業化の推進に向けて、普及組織の支援が重要となっていることから、**25年9月に産業連携課長・技術普及課長連名通知を発出。**
- 普及組織の活動等により、**幅広い分野で6次産業化の取り組みが進展。**

産業連携課長・技術普及課長連名通知の発出(H25.9)

(概要)

- 都道府県や市町村、JAなどが中心となって、地域の創意工夫の下で、6次産業化のネットワークを構築の上、**多様な事業者の英知を結集した取組を支援していくことが必要**
- より高い事業成果を得るためには、**普及指導員をはじめとする普及組織が一定の役割を果たすことが重要である**と考えており、**6次産業化ネットワーク活動交付金を活用した普及活動の展開について、理解と協力を依頼。**

6次産業化に向けた普及組織の活動例(抜粋)

- **6次産業化に適する農産物づくり**に向けた新品種の導入、栽培技術の確立、マニュアル化
- 6次産業化に適する品質・収量の確保に向けた、**農家栽培データの分析と栽培方法の改善**
- 農業者・産地と関係者との**コーディネート**
- 消費者調査や**市場評価**の確認
- 店頭**マーケティング調査**の実施
- 産地と実需者との**マッチング会議**の開催
- **売上分析手法**や**生産履歴記載方法**の取得支援
- 消費者アンケートに基づく**衛生管理、マーケティング**に関する**研修**を企画・実行 等

6次産業化に関する普及組織の取組事例

- 「飼料用米を使った「白い卵黄たまご」の生産・利用による六次産業化」(栃木県)
 - 鹿沼市では**営農集団の一部で転作面積拡大が困難**となり、普及指導センターで**飼料用米の低コスト・省力技術と地域内流通体制の確立**を重点課題として設定し、平成20年から支援を開始。
 - 飼料用米生産の省力化のため、**鉄コーティング湛水直播栽培技術**を地域で実証し、**春作業労働時間が慣行栽培から4割削減**できることが判明。同技術は3年間で5倍に拡大。
 - 飼料用米を飼料とした卵の高付加価値化を進めるため、普及指導センターの呼びかけで「**白い卵黄たまご生産流通定着プロジェクト**」を発足。**アイデアコンテストを実施して菓子3品が商品化**。地域農産物活用の好例としてマスコミでも取り上げられている。



白い卵黄たまご

「小麦新品種の普及と農商工連携による麦産地の復活」(岡山県)

- 県北の津山地域において、水田転作物として、大麦と小麦を試験栽培し、比較的湿害に強い小麦が有望であることを確認。
- 平成20年に小麦新品種「**ふくほのか**」を試験栽培したところ、好結果が得られたため、普及指導センター、JA、市が連携して生産部会を設立し、**小麦の作付を推進。**
- **小麦普及促進協議会**を設立し、地元産小麦を使った**商品開発を進め、産地化を支援。**
- 結果、平成23年には**58.6ha**の小麦が栽培され、**小麦産地が復活**。新たに開発したロールケーキ「**津山ロール**」は**6万本以上の販売を実現。**



(参考) 施策への位置づけ (飼料用米の取組推進)

- 水田フル活用や耕畜連携の推進によるコスト削減や畜産物の付加価値向上を図る観点から、飼料用米の生産拡大に対する対応が重要となっていることから、**25年12月に穀物課長・畜産振興課長・技術普及課長連名通知を発出。**
- 普及組織の活躍により、耕畜連携や飼料用米の品種・技術に関する技術確立が期待。

穀物課長・畜産振興課長等連名通知の発出(H25.12)

(概要)

- 飼料用米は今後さらなる生産拡大が期待されているが、適切かつ効率的な生産体制を確立することが重要。
- このため、普及組織には、**農業者等への技術指導や耕畜連携の推進、専用品種の種子生産に向けた技術指導等、飼料用米の導入促進活動を展開することが期待。**
- 耕畜連携や品種・技術確立の推進等に際し、留意すべき点を伝達。

飼料用米に関する普及組織の活動例(抜粋)

- 飼料用米専用品種に関する **栽培技術の確立、マニュアル化**
- 耕種農家と畜産農家との **マッチング**
- 特徴ある畜産物の **高付加価値生産**に向けた助言
- 立毛乾燥等、飼料用米生産の特徴を活かした **低コスト生産**の推進
- 地域に適した **栽培体系の確立**に向けた現地実証試験の実施
- 集落座談会等での農業者への **情報提供**
- 堆肥投入等、**耕畜連携による栽培上の留意点**の分析・マニュアル化
- 地域の **合意形成支援**
- 麦・大豆等、他作物との効果的な **作付体系の確立支援**

飼料用米に関する普及組織の取組事例

「水稲直播栽培の普及と飼料用米の生産拡大支援」(青森県)

- 西北地域は県内で最大の稲作地帯であるが、高齢化や離農により担い手への農地集積が進み、経営面積が拡大していることから、**稲作の省力化と水田で安定生産が可能な作物の導入が課題。**
- このため、普及指導センターでは直播栽培の導入を提案し、稲作の省力化技術を普及するとともに、**飼料用米の導入を支援。**
- その結果、直播栽培の導入面積は4倍に拡大し、単収は当初の1.2倍に向上。飼料用米の栽培面積は9.3倍に拡大。



飼料用米展示ほでの検討会

「飼料用米を使った「えこめ牛」ブランドの育成」(熊本県)

- 飼料自給率や地下水涵養力の向上、遊休水田活用による農地保全などの地域農業の活性化のために、**菊池地域内の飼料用米による肥育牛生産方式の確立が必要。**
- このため、普及指導センターでは関係機関と連携し、**飼料用米作付け面積拡大と、「こだわり牛肉」の生産拡大を推進。**
- その結果、飼料用米を飼料用に加工調製して乳用種去勢牛に給与し、「えこめ牛」1,834頭を出荷。

